

令和5年度政府予算編成 並びに施策に関する要望書

令和4年8月4日

宮城県町村会

東日本大震災から11年を経過し、本県の復興は着実に進展しており、総仕上げの段階に入っておりますが、新型コロナウイルス感染症の長期化と長引く景気低迷は、地域経済に重大かつ深刻な影響を及ぼしており、町村の行政運営は非常に厳しい状況にあります。

その中であって、我々町村長は地域資源を活かしながら、強靱で持続可能な地域社会の構築、住民が安心して暮らすことのできる「安全安心な魅力ある町づくり」に尽力しているところですが、その実現に向けてさまざまな行政課題を抱えているのが実状であります。

つきましては、令和5年度予算編成並びに施策の編成にあたり、次に掲げる別記事項について、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

令和4年8月4日

宮城県町村会長 櫻井 公一



要望項目一覧

内閣官房

- 1 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について
【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 2 国土強靱化の推進について
【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 3 拉致事件に関する特定失踪者の真相究明について
【内閣官房】
- 4 国と町村間の人事交流について
【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

内閣府

- 1 ALPS処理水対策と津波・原子力災害復興支援について
【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】
- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について
【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】
- 3 地方創生の推進について
【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】
- 4 国土強靱化の推進について
【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 5 地震津波対策の推進について
【内閣府・国土交通省】
- 6 原子力発電所等の安全確保について
【内閣府・復興庁・総務省・経済産業省】
- 7 被災者生活再建支援金の充実について
【内閣府】
- 8 子育て支援対策の推進について
【内閣府・厚生労働省】
- 9 ワーク・ライフ・バランスの推進について
【内閣府・厚生労働省】
- 10 国と町村間の人事交流について
【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

〈目次〉

デジタル庁

- 1 デジタル化施策の強化推進について

【デジタル庁・総務省】

- 2 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

復興庁

- 1 東日本大震災からの被災者生活再建支援等について

【復興庁・総務省・厚生労働省・国土交通省】

- 2 農業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・環境省】

- 3 林業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・環境省】

- 4 水産業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・国土交通省】

- 5 ALPS処理水対策と津波・原子力災害復興支援について

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】

- 6 放射線量の監視・検査体制の強化について

【復興庁・環境省】

- 7 放射性物質の除染等について

【復興庁・農林水産省・環境省】

- 8 放射能に汚染された廃棄物の処理について

【復興庁・環境省】

- 9 原子力発電所等の安全確保について

【内閣府・復興庁・総務省・経済産業省】

- 10 被災児童生徒への支援について

【復興庁・文部科学省】

総務省

- 1 東日本大震災からの被災者生活再建支援等について

【復興庁・総務省・厚生労働省・国土交通省】

- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について
【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】
- 3 新型コロナウイルス感染症に関する地方自治体に対する支援について
【総務省】
- 4 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について
【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 5 新型コロナウイルス感染症による自治体病院への財政支援の強化について
【総務省・厚生労働省】
- 6 町村税源の充実強化について
【総務省】
- 7 地方交付税等の充実強化について
【総務省】
- 8 国土強靱化の推進について
【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 9 会計年度任用職員制度の導入に伴う財政支援について
【総務省】
- 10 過疎・辺地対策について
【総務省】
- 11 総合防災対策事業の整備促進について
【総務省】
- 12 災害復旧に対する財政措置について
【総務省・文部科学省・国土交通省】
- 13 原子力発電所等の安全確保について
【内閣府・復興庁・総務省・経済産業省】
- 14 デジタル化施策の強化推進について
【デジタル庁・総務省】
- 15 国と町村間の人事交流について
【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

文部科学省

- 1 被災児童生徒への支援について
【復興庁・文部科学省】

〈目次〉

- 2 被災した重要文化財への支援について
【文部科学省】
- 3 新型コロナウイルス感染症における教育環境の整備について
【文部科学省】
- 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について
【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】
- 5 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について
【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 6 学校のICT化推進について
【文部科学省】
- 7 教職員等の配置について
【文部科学省】
- 8 中学校部活動の地域移行による指導員への財政支援の拡充及び新たな制度の創設について
【文部科学省】
- 9 特別支援教育の充実について
【文部科学省】
- 10 小中学校の施設整備の拡充について
【文部科学省】
- 11 災害復旧に対する財政措置について
【総務省・文部科学省・国土交通省】
- 12 国土強靱化の推進について
【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 13 特別名勝「松島」保護指定区域の見直しについて
【文部科学省】
- 14 歴史的観光資源の整備促進について
【文部科学省】
- 15 国と町村間の人事交流について
【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

厚生労働省

- 1 東日本大震災からの被災者生活再建支援等について
【復興庁・総務省・厚生労働省・国土交通省】
- 2 災害援護資金の貸付について
【厚生労働省】
- 3 新型コロナウイルスワクチン等への支援について
【厚生労働省】
- 4 新型コロナウイルス感染症における医療提供体制の整備について
【厚生労働省】
- 5 新型コロナウイルス感染症におけるPCR検査体制の充実強化について
【厚生労働省】
- 6 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について
【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 7 新型コロナウイルス感染症による自治体病院への財政支援の強化について
【総務省・厚生労働省】
- 8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について
【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】
- 9 新型コロナウイルス感染症における雇用支援策について
【厚生労働省・経済産業省】
- 10 生活福祉資金貸付制度の条件等の緩和について
【厚生労働省】
- 11 住居確保給付金の支給期間の延長について
【厚生労働省】
- 12 地域保健医療対策の推進について
【厚生労働省】
- 13 水道施設の更新・整備・廃止における補助制度の充実について
【厚生労働省】
- 14 ワーク・ライフ・バランスの推進について
【内閣府・厚生労働省】
- 15 子育て支援対策の推進について
【内閣府・厚生労働省】

〈目次〉

- 16 生活保護に係る級地区分の見直しについて
【厚生労働省】
- 17 障害者保健福祉施策の充実強化について
【厚生労働省】
- 18 介護保険制度の充実について
【厚生労働省】
- 19 国民健康保険制度の充実について
【厚生労働省】
- 20 後期高齢者医療制度について
【厚生労働省】
- 21 国土強靱化の推進について
【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 22 国と町村間の人事交流について
【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

農林水産省

- 1 農業に対する東日本大震災からの支援の継続について
【復興庁・農林水産省・環境省】
- 2 林業に対する東日本大震災からの支援の継続について
【復興庁・農林水産省・環境省】
- 3 水産業に対する東日本大震災からの支援の継続について
【復興庁・農林水産省・国土交通省】
- 4 ALPS処理水対策と津波・原子力災害復興支援について
【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】
- 5 放射性物質の除染等について
【復興庁・農林水産省・環境省】
- 6 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について
【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について
【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】
- 8 農林水産事業者への支援について
【農林水産省・経済産業省】

- 9 農業・農村対策の充実強化について
【農林水産省】
- 10 森林・林業対策の推進について
【農林水産省】
- 11 水産業対策の充実について
【農林水産省】
- 12 国土強靱化の推進について
【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 13 地方創生の推進について
【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】
- 14 国と町村間の人事交流について
【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

経済産業省

- 1 ALPS 処理水対策と津波・原子力災害復興支援について
【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】
- 2 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について
【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 3 新型コロナウイルス感染症における雇用支援策について
【厚生労働省・経済産業省】
- 4 新型コロナウイルス感染症対策における中小事業者への支援について
【経済産業省】
- 5 地域産業の育成について
【経済産業省】
- 6 仙台北部中核都市への支援について
【経済産業省】
- 7 再生可能エネルギーによる地域振興推進について
【経済産業省・環境省】
- 8 家電リサイクル制度の見直しについて
【経済産業省・環境省】
- 9 農林水産事業者への支援について
【農林水産省・経済産業省】

〈目次〉

- 10 国土強靱化の推進について
【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 11 原子力発電所等の安全確保について
【内閣府・復興庁・総務省・経済産業省】

国土交通省

- 1 東日本大震災からの被災者生活再建支援等について
【復興庁・総務省・厚生労働省・国土交通省】
- 2 水産業に対する東日本大震災からの支援の継続について
【復興庁・農林水産省・国土交通省】
- 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について
【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】
- 4 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について
【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 5 社会資本整備総合交付金の充実強化について
【国土交通省】
- 6 観光施策の推進について
【国土交通省】
- 7 地震津波対策の推進について
【内閣府・国土交通省】
- 8 災害復旧に対する財政措置について
【総務省・文部科学省・国土交通省】
- 9 蔵王火山噴火減災対策の推進について
【国土交通省】
- 10 土砂災害に対する補助金による支援措置について
【国土交通省】
- 11 治水、内水浸水被害対策の推進について
【国土交通省】
- 12 道路整備事業の促進について
【国土交通省】
- 13 公共交通網の充実強化について
【国土交通省】

- 14 国土強靱化の推進について
【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】
- 15 地方創生の推進について
【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】
- 16 ダム・河川海岸の整備促進について
【国土交通省】
- 17 下水道処理システムの整備について
【国土交通省】
- 18 空き家対策の充実強化について
【国土交通省】
- 19 密漁防止対策の強化について
【国土交通省】
- 20 国と町村間の人事交流について
【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

環境省

- 1 ALPS 処理水対策と津波・原子力災害復興支援について
【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】
- 2 放射性物質の除染等について
【復興庁・農林水産省・環境省】
- 3 放射能に汚染された廃棄物の処理について
【復興庁・環境省】
- 4 放射線量の監視・検査体制の強化について
【復興庁・環境省】
- 5 農業に対する東日本大震災からの支援の継続について
【復興庁・農林水産省・環境省】
- 6 林業に対する東日本大震災からの支援の継続について
【復興庁・農林水産省・環境省】
- 7 廃棄物処理対策の充実強化について
【環境省】
- 8 不法投棄対策の充実強化について
【環境省】

〈目次〉

9 地方創生の推進について

【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】

10 再生可能エネルギーによる地域振興推進について

【経済産業省・環境省】

11 家電リサイクル制度の見直しについて

【経済産業省・環境省】

12 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

防衛省

1 陸上自衛隊王城寺原演習場周辺対策事業の促進について

【防衛省】

内閣官房

1 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について

【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

感染の封じ込めや住民・中小事業者等への支援については、国・県・市町村間での情報を共有した一体的な取り組みが必要であることから、県及び市町村への情報提供は迅速かつ緊密に行うこと。

また、市町村が実施主体となる事業等については、一定の裁量権を市町村が有しなければ地域の実情に沿った支援はできないことから、引き続き市町村の実態や意向を踏まえた施策とすること。

2 国土強靱化の推進について

【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

3 拉致事件に関する特定失踪者の真相究明について

【内閣官房】

- (1) 特定失踪者の失踪原因の真相究明を早期に実現すること。
- (2) 他国による拉致の可能性が濃厚であると判断できる特定失踪者については、速やかに拉致被害者の認定を行うとともに原状回復を求めること。
- (3) 拉致を行った国に対し、全ての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう求め、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを求めること。

4 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

地方創生を推進するため、今後の行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するように、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること。

内閣府

1 ALPS処理水対策と津波・原子力災害復興支援について

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】

(1) 東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、風評による様々な被害は発災から11年を経過した現在も未だ続いている。来春以降に政府が予定している多核種除去（ALPS）処理水の海洋放出が実施されれば、福島県のみならず本県においても風評被害が再燃し、地元漁業者がさらなる苦境に陥ることが懸念されるところである。

については、下記事項について全力で取り組むこと。

- ① 放出するトリチウムの量が最小限となる処分方法の開発及び研究に積極的に取り組むとともに、海洋放出以外の処分方法も含めて継続的に検討すること。
- ② 漁業者をはじめ関係者に説明を尽くすとともに、第三者機関による客観性・透明性の高い放出前の放射性物質の測定結果、希釈設備の稼働状況、放出後の海域モニタリング結果等の国内外に対する正確な情報発信など、万全の対策を講じること。
- ③ 万全な対策を講じても風評被害が発生し、生産者や事業者には損害が生じる事態となった場合には、地域、賠償期間、業種を限定することなく、被害の実態に応じて十分な賠償を東京電力に行わせるなど、国が最後まで責任をもって対応すること。

(2) 経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、復興に必要な企業立地と雇用創出に不可欠であることから、申請期限が令和5年度末まで、運用期限が令和7年度末まで延長されたところであるが丸森町は補助対象外になっている。

原子力災害の被害を受け、東京電力より福島県内市町村と同じ賠償を受けている丸森町についても、補助対象区域とすること。

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について

【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

市町村は、住民に最も身近な自治体として、国の支援制度の対象外となる事業者

や住民に対し、地域の実情に即した独自の経済支援や生活支援を行っていることから、今後の経済支援、生活支援の財源として活用できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。

なお、交付金算定に当たっては、算定指標から財政力は除くこと。

3 地方創生の推進について

【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】

- (1) 地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等は、町村総合戦略の目標達成のため、新たな発想や創意工夫をいかした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件の緩和を進めるとともに交付上限額の拡大に努めること。

また、地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、安定的かつ長期的な財政支援とし地方財政措置を確実に措置すること。

- (2) 地域再生計画については、各町村で策定している地方版総合戦略をもって地域再生計画となるよう事務手続きの簡素化を図り、地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるようにすること。
- (3) 市町村の連携は、地域の活性化や共通の課題解決に向けて重要な役割を果たすことから、地方創生関係交付金を継続するとともに、対象事業の要件を緩和し、地域連携事業を拡充強化すること。

4 国土強靱化の推進について

【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

5 地震津波対策の推進について

【内閣府・国土交通省】

「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づく地震津波対策を早急かつ的確に実施

〈内閣府〉

すること。

特に、太平洋沿岸市町に対する津波対策については、総合的な体制整備を早急に実施し、その対策に万全を期するとともに、町村の対策整備に対しては、所要の財政措置を早急に講じること。

(1) 令和4年5月10日に宮城県が津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を公表したが、東日本大震災時の津波実績と比較すると約1.2倍の浸水面積となり、震災後に整備された役場庁舎や集団移転地域までの浸水が想定されている。

そのため、今後、地域防災計画の見直しや庁舎も含めた公共施設の移転や避難施設の再整備など新たな対策を検討していくことになることから、現行の交付金事業の十分な予算確保、国費率の引き上げ、地方負担額への起債充当率の引き上げなど、財政上の支援措置を講ずること。

(2) 常に先導的な地震・津波防災対策モデルを構築し、津波観測・警報体制の充実強化及び自治体単位での整備による観測体制の充実を図ること。

(3) 地震津波に関する科学技術の支援措置を講じること及び研究成果の普及を推進すること。

(4) 防災対応職員等の専門的研修を実施すること。

(5) 海水浴場や主要漁港、海岸部国県道における、津波監視カメラやデジタル無線方式による双方向通信設備による避難誘導放送施設の設置を促進すること。

(6) ヘリコプター臨時発着場の整備等を含む避難地や避難路の整備を図ること。

6 原子力発電所等の安全確保について

【内閣府・復興庁・総務省・経済産業省】

(1) 新規制基準に基づく設置変更許可により再稼働が予定されている女川原子力発電所2号機について、国は新規制基準適合性審査の過程で得られた知見や評価の反映と工事の進捗状況など様々な要因を総合的に勘案し、その安全性の向上について、責任を持って取り組むとともに、立地周辺自治体及び住民に対し十分な説明等の情報提供を行うこと。

(2) P A Z、U P Zを有する県内の自治体は、原子力災害に備え、地域防災計画（原子力災害編）を策定しているが、U P Z外の町村の対応等については、放射性物質の放出状況等に応じた対応が必要となる。

については、UPZ以外の町村にも適切な数のモニタリングポストを設置するとともに、個別受信機設置に対する同報系防災行政無線整備事業への補助等の拡充を行うこと。

- (3) 万一の事故発生時においては、初期の対応が非常に重要となることから住民へ正確な情報を伝達するための対策を講じること。

7 被災者生活再建支援金の充実について

【内閣府】

被災者の早期の住宅・生活再建を図るため、被災者生活再建支援金の支給対象者を災証明書の中壊該当者まで拡大し、基礎・加算支援金の支給額の引上げを行うとともに、その経費については、全額国費で負担すること。

8 子育て支援対策の推進について

【内閣府・厚生労働省】

(1) 保育士の確保対策について

子ども・子育て支援新制度が始まり、待機児童の解消、保育支援の質の向上に努めているところではあるが、全国的な保育士不足の影響により、保育士の確保対策が大きな課題であることから、保育士の処遇改善のための措置を今後とも継続して講じるとともに、町村の非常勤・臨時保育士についても国の助成対象とすること。

また、私立保育所では下半期以降の児童入所を見越し、保育士を配置しているが、児童が入所しない限り給付費が支払われず、経営を圧迫しているのが現状である。

については、保育士人件費等の一部が補填される補助制度を構築すること。

(2) 保育士のキャリアアップ研修について

保育士の処遇改善等加算に関わるキャリアアップ研修については、現在2段階となっている加算の仕組みを4段階にするなど、保育士が参加しやすい内容とすること。

(3) 待機児童対策のための保育所整備について

女性の就業率の上昇に伴い、保育所の待機児童数が増加し続けており、待機児童解消の対策が各自治体において大きな課題となっている。

〈内閣府〉

については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童解消に向けた保育所等の整備を実施するにあたり、町村が整備する幼保一体化施設や認定こども園（保育所型）についても、補助対象とすること。

（４）公立保育所等への財政支援について

今後ますます進行する少子化の中で、子育て支援対策として一定の保育サービスを確保していくために、公立保育所及び公立認定こども園へ特段の財政措置を講じること。

（５）子ども医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、平成30年度より、現物給付を実施したことによる子ども医療費助成の国庫負担減額調整措置が、未就学児まで廃止されたところであるが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、多くの町村が国の補助基準を超えて助成を行っている。

しかし、子ども医療費助成制度の費用負担が増大し、町村の財政を圧迫しているのが現状である。

については、義務教育が終了する中学校卒業までの子どもの現物給付に対する国庫負担減額調整措置を廃止するとともに、国の子育て支援制度として、子ども医療費助成制度を拡充し、実施すること。

（６）妊婦健康診査等への財政支援について

妊婦健康診査については、子ども・子育て支援新制度において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられたが、財源については従前どおり地方交付税措置となっていることから、直接補助あるいは交付金とし、財政支援を充実すること。

また、妊婦健診にかかる財政支援に、妊婦歯科健診を加えること。

（７）放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業を実施する町村においては、地域間で放課後児童クラブの登録児童数に偏りがあることにより、国庫補助額に差が生じ、町村財政を圧迫しているのが現状である。

については、放課後児童健全育成事業費の基準額及び国における3分の1の補助率を見直し、十分な財政支援を講じること。

また、放課後児童支援員や補助員のなり手が不足しており、支援員の人材確保が喫緊の課題となっていることから、柔軟な人員配置が可能となるよう、職

員の配置基準を緩和すること。

(8) 児童手当全額国庫負担について

児童手当は少子化対策の重要な施策であり、国の責任で実施すべきものであるため、財源は全額国庫負担とすること。

また、令和4年6月に所得上限限度額が設置され、児童手当が支給されなくなった特例給付対象者について、所得上限限度額を撤廃し一律に支給すること。

なお、制度改正による電算システムの改修に多額の費用を要することから、安定的で持続性のある制度改正を行うこと。

9 ワーク・ライフ・バランスの推進について

【内閣府・厚生労働省】

少子高齢化が日本全体の大きな課題となる中で、長時間労働が非婚や不妊・介護離職の要因の一つとなっている。

また、男女共同参画社会実現の観点からも、国においてワーク・ライフ・バランス施策を強化していくことが求められている。

については、事業主が仕事と家庭の両立支援に取り組めるよう、両立支援等助成金について、助成額の拡充を行うとともに、制度の更なる周知に努めること。

10 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

地方創生を推進するため、今後の行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するように、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること。

デジタル庁

1 デジタル化施策の強化推進について

【デジタル庁・総務省】

(1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について

「自治体DX推進計画」では、住民生活に直結する基幹系20業務について、「(仮称)Gov-Cloud」システムを利用し、原則令和7年度までに全ての地方公共団体において標準化することとされているが、切替に必要な現システム移行データ費用及び現リース契約の違約金等相当の費用が要すると見込まれることから、実施に向けたフォローアップや影響を受ける全てのシステム改修等に対する財政支援を人口規模に応じた支援に留まらず、構築に要した全ての経費を上限として、支援を講じること。

(2) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の利用拡大等について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の利用拡大にあたっては、十分な準備期間を設け、確実に利用が開始できるよう地方自治体や関係機関及び関係団体と調整を進めるとともに、広く国民に周知し理解を得ること。

また、番号制度の運用、システム改修、機器の更新及び管理、情報セキュリティ対策の強化に要する町村の負担は年々増加しているため、十分な財政措置を講じること。

(3) ICTを活用した地域課題の解決促進について

地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地域コミュニティの再生や安全・安心の確保等、被災地域の具体的な課題についてICTの利活用を通じて、その解決を促進するための施策と財政措置を講じること。

また、ICTを活用して整備した情報システムを継続的に利用していくには、機器等の更新が必要となるので、これらの更新費用及び管理費用についても財政措置を講じること。

(4) 条件不利地域等のブロードバンド施設の移管等について

条件不利地域等において、町村が整備したブロードバンド施設等について、代償なく速やかに民間通信事業者への移管を可能とする制度を創設すること。

なお、運営に関して町村負担が生じる場合には、万全の財政措置を講じること。

2 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

地方創生を推進するため、今後の行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するように、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること。

復興庁

1 東日本大震災からの被災者生活再建支援等について

【復興庁・総務省・厚生労働省・国土交通省】

(1) 被災者の生活再建に関するソフト支援等について

- ① 災害公営住宅払下げの実施まで継続して支援すること。

また、被災者支援総合交付金の増額を図るとともに、被災者の生活再建後に生じる課題に対するソフト支援について柔軟な対応を図るなど、復興の進展に伴って生じる課題に対応した支援を強化すること。

- ② 生活再建中の住民は、時間の経過に伴い、精神的、経済的に新たな問題が生じてきていることから、地域における実践的な取組を充実・強化できるよう、自殺対策に係る必要な財政措置及びメンタルケアに関わる人材育成等への支援を継続すること。

また、心のケアセンター等、自治体のメンタルケア施設への継続した支援を講じること。

- ③ 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であるが、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な者が存在している状況である。

については、次の事項について特段の措置を講じること。

イ 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。

ロ 災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体が償還免除を行った場合は、国も自治体の判断を尊重し、貸付金の償還免除を行うこと。

ハ 債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うとともに、債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

(2) 震災減収対策企業債への財政措置について

震災減収対策企業債への財政措置はその償還利子の2分の1とされているが、これを償還元金部分にまで拡大すること。

(3) 企業誘致の優遇支援策について

企業誘致を促進するにあたり、民間投資促進特区において設定している集積区域に企業が立地する場合は、企業立地補助金等の優遇支援策を講じること。

(4) 防災集団移転跡地利用の推進について

防災集団移転促進事業により「住宅地」の買取りは行ったが、「その他の用地」が残るため公用地がまだら模様の状態になり、跡地の一体的な土地利用が困難となっていることから、土地の買い取り、換地手法及び土地の交換分合による土地の再整理、道路や造成などの開発要件を満たすインフラ整備ができる制度を創設すること。

(5) 震災遺構に対する財政支援措置について

震災遺構は震災を後世に伝えるために重要な施設であるが、将来の維持管理経費は地元自治体の負担とされており、被災自治体の負担が大きくなることが想定されることから、国民の共有財産と捉え、維持管理に係る経費について財政措置を講じること。

2 農業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・環境省】

(1) 東日本大震災復興交付金の被災地域農業復興総合支援事業において町村が整備した農業用施設等に関し、耐用年数経過前に受益者への財産譲与を可能とすること。

なお、譲与にあたっては農家の意向にも十分配慮した柔軟な制度設計とすること。

(2) 被災市町の復興計画に基づき実施している農地整備事業による換地業務をはじめ、復興事業に関連し実施した発掘調査に伴う出土品の整理、報告書作成業務など、引き続き、膨大な業務量が見込まれていることから、特定の業務において、専門的な知識、技能を有する者の配置について、国等関係機関による人的、財政的支援を講じること。

(3) 農業の再生に向けた取組への支援を継続すること。また、施設の長寿命化計画と併せ、施設改修にかかる費用については、通常補助事業枠以外での特別的な補助事業の法整備を進め、改修にかかる市町村負担の軽減を図ること。

① 大区画ほ場整備の実施

〈復興庁〉

- ② 基幹用排水施設等の補修・更新
- ③ 用排水施設等に係る安全対策
- ④ 土壌改良事業の継続的な実施
- ⑤ 復興事業で復旧した施設に対するストックマネジメント事業での特別な財源による補修

(4) 山元東部地区では、ほ場整備事業や土地改良事業の換地制度の手法を活用し、非農用地の集積・再配置を含めた土地の整序化・再整備を行っているところであるが、現行の農地整備事業関連制度では非農用地に係る整備費用が一部認められず、広大な非農用地を含む津波被災地域においては費用の問題で整備が進まず、復興・創生の遅れの一因となっている。

については、非農用地区域内に換地される土地を、従前地と同程度に整備する費用について、財政措置を講じること。

(5) 出荷制限対象となっている、山菜、野生きのこは、効果的な吸収抑制対策を講じることが難しいため、出荷制限指示を解除されない状況にあるが、農家にとっては大切な副収入源であることから、非破壊型放射性物質濃度測定器による全量検査で基準値以下のものについては、出荷制限指示を解除すること。

併せて、当該機器の整備費用や維持管理費用について、財政的支援を行うこと。

(6) 牧草を始めとした農林業系廃棄物については、試験焼却の実施などの動きもあるが、処分が完了するまでには相当の時間を要すると思われる。各町村が実施している一時保管も長期化しており、これに要した経費相当については町村の財政負担となっていることから、早急に国の責任において財政措置を講じること。

併せて、8,000Bq/kg以下であっても農林業系廃棄物の処分については、必要な法改正を行ってでも、東京電力または国の責任において進めること。

また、放射性物質に汚染された牧草の処理について、農地還元等により減容化することとしている地域もあるが、減容化に係る財政措置については当初申請に至る手続きに期間を要し、作業着手に影響が発生しているため改善すること。

さらに、住民の健康被害懸念や不信感を払拭するための、適切かつ十分な広報活動を実施すること。

3 林業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・環境省】

- (1) 震災復興を目的とした民間の土石採取の乱開発が進み、山林の保全機能が損なわれ、自然破壊が進んでいる状況にある。

本来森林が持つ多面的機能、災害を未然に防ぐ機能を発揮させるため、山林再生は必要であり、復興事業の一環であることから、国の責任により山林機能を回復すること。

また、復興完了後における開発地での災害発生については、開発事業者の責任において対処させることとし、開発事業者が対応不能となった場合は、国が責任を持って対処すること。

- (2) 森林については、除染を行って低下した放射線量が、地形によって風雨等の影響により、高い線量に戻ってしまう地域もあることから、山間部に居住する住民の安全・安心を確保するため、森林の除染範囲を広げるなど対策を講じること。

4 水産業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・国土交通省】

- (1) 水産業の再生に向けた取組への支援を継続すること。また、施設の長寿命化計画と併せ、施設改修にかかる費用については、通常補助事業枠以外での特別的な補助事業の法整備を進め、改修にかかる市町村負担の軽減を図ること。

- ① 漁港海岸堤防事業
- ② 漁港施設整備事業
- ③ 荷揚場・荷捌所整備事業

- (2) 防潮堤や水門等復興事業として建設した施設の維持管理費について、特別交付税（ルール分）の新規メニューを設ける等、財政措置の拡大を図ること。

- (3) 本格的な漁業の復興のためには、漁場の復旧が必要不可欠である。震災後の課題であった海底ガレキの撤去作業は進んだものの、新たなガレキが発見されると、操業の妨げになるのが実状である。

については、ガレキ調査撤去に係る費用が発生した場合は市町村の負担軽減となる対策を講じること。また、漁業の生産性向上、省力・省コスト化に資するため、漁業用機器等の導入、試験的操業によって生じる漁業コストなどに対す

る支援対策を強化すること。さらに、失われた藻場の再生など、漁場再生事業を講じること。

5 ALPS処理水対策と津波・原子力災害復興支援について

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】

(1) 東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、風評による様々な被害は発災から11年を経過した現在も未だ続いている。来春以降に政府が予定している多核種除去（ALPS）処理水の海洋放出が実施されれば、福島県のみならず本県においても風評被害が再燃し、地元漁業者がさらなる苦境に陥ることが懸念されるところである。

については、下記事項について全力で取り組むこと。

① 放出するトリチウムの量が最小限となる処分方法の開発及び研究に積極的に取り組むとともに、海洋放出以外の処分方法も含めて継続的に検討すること。

② 漁業者をはじめ関係者に説明を尽くすとともに、第三者機関による客観性・透明性の高い放出前の放射性物質の測定結果、希釈設備の稼働状況、放出後の海域モニタリング結果等の国内外に対する正確な情報発信など、万全の対策を講じること。

③ 万全な対策を講じても風評被害が発生し、生産者や事業者に損害が生じる事態となった場合には、地域、賠償期間、業種を限定することなく、被害の実態に応じて十分な賠償を東京電力に行わせるなど、国が最後まで責任をもって対応すること。

(2) 経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、復興に必要な企業立地と雇用創出に不可欠であることから、申請期限が令和5年度末まで、運用期限が令和7年度末まで延長されたところであるが丸森町は補助対象外になっている。

原子力災害の被害を受け、東京電力より福島県内市町村と同じ賠償を受けている丸森町についても、補助対象区域とすること。

6 放射線量の監視・検査体制の強化について

【復興庁・環境省】

- (1) 放射線量に関する測定結果について、正確な情報提供を迅速かつ積極的に行うこと。
- (2) 放射性廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施、及び除染に伴う放射性指定廃棄物の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活の安全・安心を確保する対策を強化すること。
- (3) 宮城県南部の自治体は、大気中放射線量が高く、被ばくに対する住民の不安が続いている。
については、国は住民に対し責任のある説明と、年間1ミリシーベルトを超えると推定される地域の内部被ばくの有無を含めた健康診断を継続して行うこと。
また、自治体独自の健康調査についても財政措置を講じること。
- (4) 放射能汚染検査における必要な機材の整備や保守点検等に係る費用について、全面的な財政措置を講じること。
- (5) 食品等の放射能測定に使用する簡易放射能測定機器に係るメンテナンス料及び測定する職員の人件費については、国の責任において減額することなく全面的な財政措置を講じること。

7 放射性物質の除染等について

【復興庁・農林水産省・環境省】

- (1) 汚染物質の最終処分が実現するまでの間、自宅で保管している汚染物質の安全管理のため、放射能測定機器の貸与などの対策を講じること。
- (2) 森林については、除染を行って低下した放射線量が、地形によって風雨等の影響により、高い線量に戻ってしまう地域もあることから、山間部に居住する住民の安全・安心を確保するため、森林の除染範囲を広げるなど対策を講じること。
- (3) 山林及び河川については、除染ガイドラインが示されておらず、除染が進まない状況にあることから、早急にガイドラインを作成し、除染対応を進めること。
- (4) 環境省で定める除染関係ガイドラインに基づき、学校等公共施設で除染を実

〈復興庁〉

施し、除去土壌は学校の校庭等に一時的に地下保管しているが、最終処分方法等が示されていないことから、未だに地下保管している状況にある。

については、除染土壌の最終処分方法を早急に決定し、東京電力又は国の責任において中間貯蔵施設等への除染土壌の搬出をするよう、法改正を進めること。

8 放射能に汚染された廃棄物の処理について

【復興庁・環境省】

- (1) 「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による環境汚染への対処に関する特別措置法」に基づく、放射性物質が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の最終処分場については、早期に県外集約へ見直し、国の責任のもとに行うこと。
- (2) 最終処分場が設置されるまでの間、安全に管理できるよう技術的支援と財政措置を講じること。
- (3) 最終処分場に指定廃棄物を搬入できるようになるまでの間、市町村が指定廃棄物を一時保管する場合、国と委託契約を締結することで、保管に係る経費を国費で賄うことができることになっているが、指定廃棄物を指定する過程で要した8,000Bq/kg以下焼却灰についての運搬経費は委託費から除外されるなど、実際は市町村の負担が発生しているのが現状である。

については、市町村の実状に合った効率的な保管を行えるようにし、指定廃棄物の指定及び一時保管を加速化させるため、財政措置を継続し、対象範囲を拡大すること。

- (4) 宮城県内の一部自治体においては、福島県内の自治体と同様に、大量の除染土壌等を保管しているが、8,000Bq/kg以下の除染土壌等の処分は進んでおらず、目途すら立っていないことから、除染土壌等については、国や東京電力の責任において中間貯蔵施設等へ搬出できるよう、法改正を実施すること。

また、8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の保管についても、国の責任において保管場所の確保をするとともに、早急に指定廃棄物の処分を実施すること。

9 原子力発電所等の安全確保について

【内閣府・復興庁・総務省・経済産業省】

- (1) 新規制基準に基づく設置変更許可により再稼働が予定されている女川原子力

発電所2号機について、国は新規制基準適合性審査の過程で得られた知見や評価の反映と工事の進捗状況など様々な要因を総合的に勘案し、その安全性の向上について、責任を持って取り組むとともに、立地周辺自治体及び住民に対し十分な説明等の情報提供を行うこと。

- (2) PAZ、UPZを有する県内の自治体は、原子力災害に備え、地域防災計画（原子力災害編）を策定しているが、UPZ外の町村の対応等については、放射性物質の放出状況等に応じた対応が必要となる。

については、UPZ以外の町村にも適切な数のモニタリングポストを設置するとともに、個別受信機 設置に対する同報系防災行政無線整備事業への補助等の拡充を行うこと。

- (3) 万一の事故発生時においては、初期の対応が非常に重要となることから住民へ正確な情報を伝達するための対策を講じること。

10 被災児童生徒への支援について

【復興庁・文部科学省】

- (1) 児童生徒の教育環境を維持するため、教職員の心身の健康を保持することが重要なことから、応援体制の整備に取り組む必要がある。

については、緊急学校支援員を年度当初から任用し活用できるように周知を行うとともに、任用期間の弾力的な運用を図ること。

- (2) 東日本大震災に起因した転居・転校・家庭環境の変化等を経験した児童生徒については、いまなお手厚い指導・見守りが必要な状況であることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員等により充実を図ること。

- (3) 被災児童生徒への支援（スクールカウンセラー派遣事業等）の継続及び充実を図るとともに、すべての小中学校に配置すること。

併せて、教職員や保護者に対する啓発冊子の発行、研修会の充実を図ること。

- (4) 被災児童生徒の安全・安心な通学を確保するため、バス運行に係る費用について持続的な財政支援を講じること。

総務省

1 東日本大震災からの被災者生活再建支援等について

【復興庁・総務省・厚生労働省・国土交通省】

(1) 被災者の生活再建に関するソフト支援等について

- ① 災害公営住宅払下げの実施まで継続して支援すること。

また、被災者支援総合交付金の増額を図るとともに、被災者の生活再建後に生じる課題に対するソフト支援について柔軟な対応を図るなど、復興の進展に伴って生じる課題に対応した支援を強化すること。

- ② 生活再建中の住民は、時間の経過に伴い、精神的、経済的に新たな問題が生じてきていることから、地域における実践的な取組を充実・強化できるよう、自殺対策に係る必要な財政措置及びメンタルケアに関わる人材育成等への支援を継続すること。

また、心のケアセンター等、自治体のメンタルケア施設への継続した支援を講じること。

- ③ 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であるが、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な者が存在している状況である。

については、次の事項について特段の措置を講じること。

イ 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。

ロ 災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体が償還免除を行った場合は、国も自治体の判断を尊重し、貸付金の償還免除を行うこと。

ハ 債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うとともに、債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

(2) 震災減収対策企業債への財政措置について

震災減収対策企業債への財政措置はその償還利子の2分の1とされているが、これを償還元金部分にまで拡大すること。

(3) 企業誘致の優遇支援策について

企業誘致を促進するにあたり、民間投資促進特区において設定している集積区域に企業が立地する場合は、企業立地補助金等の優遇支援策を講じること。

(4) 防災集団移転跡地利用の推進について

防災集団移転促進事業により「住宅地」の買取りは行ったが、「その他の用地」が残るため公用地がまだら模様の状態になり、跡地の一体的な土地利用が困難となっていることから、土地の買い取り、換地手法及び土地の交換分合による土地の再整理、道路や造成などの開発要件を満たすインフラ整備ができる制度を創設すること。

(5) 震災遺構に対する財政支援措置について

震災遺構は震災を後世に伝えるために重要な施設であるが、将来の維持管理経費は地元自治体の負担とされており、被災自治体の負担が大きくなることが想定されることから、国民の共有財産と捉え、維持管理に係る経費について財政措置を講じること。

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について

【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

市町村は、住民に最も身近な自治体として、国の支援制度の対象外となる事業者や住民に対し、地域の実情に即した独自の経済支援や生活支援を行っていることから、今後の経済支援、生活支援の財源として活用できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。

なお、交付金算定に当たっては、算定指標から財政力は除くこと。

3 新型コロナウイルス感染症に関する地方自治体に対する支援について

【総務省】

感染症拡大の影響による税収の減少や税の徴収猶予、公共料金や公共施設の使用料の減免等により、大幅な減収が見込まれる場合には、国の補填、地方交付税の配分前倒し、臨時的な地方債の発行及び借入利子補填など、市町村の財政や資金繰りに対する万全の財政措置を講じること。

〈総務省〉

4 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について

【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

感染の封じ込めや住民・中小事業者等への支援については、国・県・市町村間での情報を共有した一体的な取り組みが必要であることから、県及び市町村への情報提供は迅速かつ緊密に行うこと。

また、市町村が実施主体となる事業等については、一定の裁量権を市町村が有しなければ地域の実情に沿った支援はできないことから、引き続き市町村の実態や意向を踏まえた施策とすること。

5 新型コロナウイルス感染症による自治体病院への財政支援の強化について

【総務省・厚生労働省】

自治体病院が新型コロナウイルス感染者を受け入れる場合、感染症以外の患者が減少することで、自治体病院の減収が生じ、地域医療の継続が困難となる恐れがある。

については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に加え、自治体病院の減収分補填のための財政支援策の拡充を講じること。

6 町村税源の充実強化について

【総務省】

(1) 国税と地方税の税源配分の見直しについて

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

また、地方税は地域偏在性の少ない安定した税目とし、所要額の確保を図ること。

(2) 国庫補助金の廃止・縮減に対する財源移譲の充実について

国庫補助金の廃止・縮減に対する財源移譲の充実と税源移譲の調整は普通交付税以外の方法により調整すること。

(3) 国庫補助負担金の一般財源化等について

事業主体の自主性を高めるため、公共事業に係る国庫補助負担金の一般財源化を検討するとともに、教育、社会保障等の対人社会サービスの国庫補助負担

金を包括的負担金とし、制度の柔軟性を確保すること。

(4) 固定資産税制度の堅持等について

固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現行制度を堅持するとともに、土地の税負担軽減措置等については、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。

特に、新築住宅に係る減額措置については、継続すること。

(5) ゴルフ場利用税制度の堅持について

ゴルフ場利用税は、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 臨時財政対策債の残高縮減等について

臨時財政対策債の残高を縮減するとともに、累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障を生じることのないよう、万全の財政措置を講じること。

(7) 公共施設等適正管理推進事業債の恒久化等について

公共施設等の適正管理の推進にあたっては、「公共施設等適正管理推進事業債」を恒久化するとともに、対象事業を拡充すること。

また、施設の解体・撤去については、除却債に交付税措置がなく、事業の進捗に影響が出かねない状況にあることから、当該経費についても、一定の財政措置を講じること。

(8) 水道高料金対策について

水道高料金対策については、昨今の経済事情及び住民負担の軽減を考慮し、制度の継続を図るとともに、基準の見直し等の拡充を図ること。

(9) 地上デジタル放送設備更新時の支援について

地上デジタル放送を受信するため、有線受信施設を整備した組合では、整備後の管理・運営及び設備更新に要する負担が大きく、地域によっては少人数で管理しなければならない組合もあり、住民の負担が過大であることから、設備更新時の支援制度として補助金等を創設すること。

(10) 人口増加自治体に対する財政的支援について

人口増加自治体においては、住民増加に対応し、インフラ整備、教育環境整

〈総務省〉

備、生活基盤整備、施設整備等を迅速に行う必要があることから、地方交付税において財政的支援の拡充を図ること。

(11) 社会保障費分の算定方法の見直しについて

地方消費税交付金の算定の基礎となる当該経費の算出は、機械的に集計することが困難であり、算定には調査項目毎に、目視による伝票単位での積み上げが求められることから、大きな事務負担が生じている。

社会保障費については、今後益々増嵩する見込であり、比例して市町村の事務量の増嵩が懸念されることから、市町村の過度な負担とならないよう、決算統計や普通交付税の需要額など、既に集計された数値に係数をかけるなど、社会保障費分の算定方法の見直しを行うこと。

7 地方交付税等の充実強化について

【総務省】

- (1) 人口減少や少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進していくためには、継続的に安定した自主財源が必要であることから、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。
- (2) 地方分権に適応するよう制度の充実を図るとともに、本来有している財源調整機能及び財源保障機能を堅持すること。
- (3) 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、全額復元に取り組むこと。
- (4) 地方交付税は本来標準的な行政需要を賄うための財源を保障するものであることから、本来国において財源措置すべきものについて、交付税単位費用への算入は行わないこと。
- (5) 普通交付税改革の一環として、トップランナー方式や上位3分の1の自治体の徴収率の導入は、自治体の行政コスト削減等の努力が収入を減少させることになり、行政改革のインセンティブを阻害することになる。自治体の行政改革の努力により生み出された財源は地方に還元するようにすること。

8 国土強靱化の推進について

【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

9 会計年度任用職員制度の導入に伴う財政支援について

【総務省】

令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴いこれまでの臨時・非常勤職員の賃金を上回る給与及び手当を支給することになり、一定の財源措置は講じられたが、今後も必要な財源を確保するように努めること。

10 過疎・辺地対策について

【総務省】

(1) 過疎対策事業債等の事業を維持するとともに必要額を確保すること。

また、対象事業の拡充を図ること。

(2) 辺地対策事業債は、住民に身近な事業を実施するために貴重な財源となっていることから、地方債計画額の拡充、辺地地域の人口減少に伴う人口要件の緩和、対象事業の拡充を講じること。

11 総合防災対策事業の整備促進について

【総務省】

(1) 防災行政無線のデジタル化の整備に係る財政措置とともに、移行後の維持管理費について継続して財政措置を講じること。

(2) 住民への情報伝達手段は、情報通信技術の発展に伴い多様化、専用の受信機以外にもスマートフォンアプリや様々な通信用デバイスで利用できるようになり、これらを活用した柔軟な情報発信も必要になっているので、個別受信機配備も含め、多様なデバイスによる情報伝達が可能になるよう維持管理費用も含めた財政措置を講じること。

〈総務省〉

(3) 東日本大震災において、臨時災害FM局は、一度に多くの住民へ生活情報や行政情報を発信する手段として、大きく効果を上げたことから臨時災害FM局装置一式及び防災ラジオを災害対策用移動通信機器の配備品目として追加すること。

また、災害等の緊急時に、今ある地域コミュニティFM局等への情報伝達手段を迅速に行い、住民等へ行政情報が幅広く発信できる諸設備を設置すること。

(4) 地域に密着した消防団は、住民の生命・財産を守る一翼として、災害時には大きな役割を果たしていることから、消防団員の安全対策も含めた装備の充実や更新、消防団の施設の耐震化など財政支援の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 小型ポンプ積載車両を各班へ編制することにより、機動性の向上が望めることから、導入及び更新に際し、財政措置を講じること。

② 小型ポンプ積載車両の保管において、保管庫は必要不可欠であることから、小型ポンプ積載車両導入と並行して整備する場合、財政措置を講じること。

③ 消防団員の安全装備品等について、東日本大震災の教訓を踏まえ消防団の装備の基準等が改正されたことに伴い安全確保対策(耐切性手袋、メガネ等)、情報通信(車載用無線機等)及び消防団員服制基準の改正に伴う配備に対する補助制度を拡充すること。

④ 消防団員の報酬等については、「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき見直し、一定の財源措置は講じられたが、今後も必要な財源を確保すること。

(5) 断水に備えた自治体の給水車等の増強に対し、財政支援を行うこと。

12 災害復旧に対する財政措置について

【総務省・文部科学省・国土交通省】

現在、激甚災害指定を受けない災害復旧については、国庫負担等の財政的支援が少なく、災害復旧事業債を活用せざるを得ないが、起債額が膨大であり、償還に係る後年度負担が町財政に多大な影響を及ぼすことが想定される。

特に、大地震では復旧工事の事業規模が大きいため、国の災害査定を受けて、復旧工事を進めなければならないが、災害査定設計書を作成する経費については、財政的支援がない。

また、社会教育施設の災害復旧に対しては、補助事業が無いため、災害復旧事業

債を活用せざるを得ないのが実情である。

については、大地震災害の復旧にあたっては、特別交付税等の特例的支援を講じるとともに、災害復旧に係る補助事業メニューの充実を図るなど、積極的かつ弾力的な財政的支援を講じること。

13 原子力発電所等の安全確保について

【内閣府・復興庁・総務省・経済産業省】

- (1) 新規制基準に基づく設置変更許可により再稼働が予定されている女川原子力発電所2号機について、国は新規制基準適合性審査の過程で得られた知見や評価の反映と工事の進捗状況など様々な要因を総合的に勘案し、その安全性の向上について、責任を持って取り組むとともに、立地周辺自治体及び住民に対し十分な説明等の情報提供を行うこと。
- (2) P A Z、U P Zを有する県内の自治体は、原子力災害に備え、地域防災計画（原子力災害編）を策定しているが、U P Z外の町村の対応等については、放射性物質の放出状況等に応じた対応が必要となる。
については、U P Z以外の町村にも適切な数のモニタリングポストを設置するとともに、個別受信機 設置に対する同報系防災行政無線整備事業への補助等の拡充を行うこと。
- (3) 万一の事故発生時においては、初期の対応が非常に重要となることから住民へ正確な情報を伝達するための対策を講じること。

14 デジタル化施策の強化推進について

【デジタル庁・総務省】

(1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について

「自治体D X推進計画」では、住民生活に直結する基幹系20業務について、「(仮称) G o v - C l o u d」システムを利用し、原則令和7年度までに全ての地方公共団体において標準化することとされているが、切替に必要な現システム移行データ費用及び現リース契約の違約金等相当の費用が要すると見込まれることから、実施に向けたフォローアップや影響を受ける全てのシステム改修等に対する財政支援を人口規模に応じた支援に留まらず、構築に要した全ての経費を上限として、支援を講じること。

（２）社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の利用拡大等について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の利用拡大にあたっては、十分な準備期間を設け、確実に利用が開始できるよう地方自治体や関係機関及び関係団体と調整を進めるとともに、広く国民に周知し理解を得ること。

また、番号制度の運用、システム改修、機器の更新及び管理、情報セキュリティ対策の強化に要する町村の負担は年々増加しているため、十分な財政措置を講じること。

（３）ＩＣＴを利活用した地域課題の解決促進について

地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地域コミュニティの再生や安全・安心の確保等、被災地域の具体的な課題についてＩＣＴの利活用を通じて、その解決を促進するための施策と財政措置を講じること。

また、ＩＣＴを活用して整備した情報システムを継続的に利用していくには、機器等の更新が必要となるので、これらの更新費用及び管理費用についても財政措置を講じること。

（４）条件不利地域等のブロードバンド施設の移管等について

条件不利地域等において、町村が整備したブロードバンド施設等について、代償なく速やかに民間通信事業者への移管を可能とする制度を創設すること。

なお、運営に関して町村負担が生じる場合には、万全の財政措置を講じること。

15 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

地方創生を推進するため、今後の行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するように、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること。

文部科学省

1 被災児童生徒への支援について

【復興庁・文部科学省】

- (1) 児童生徒の教育環境を維持するため、教職員の心身の健康を保持することが重要なことから、応援体制の整備に取り組む必要がある。
については、緊急学校支援員を年度当初から任用し活用できるように周知を行うとともに、任用期間の弾力的な運用を図ること。
- (2) 東日本大震災に起因した転居・転校・家庭環境の変化等を経験した児童生徒については、いまなお手厚い指導・見守りが必要な状況であることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員等により充実を図ること。
- (3) 被災児童生徒への支援（スクールカウンセラー派遣事業等）の継続及び充実を図るとともに、すべての小中学校に配置すること。
併せて、教職員や保護者に対する啓発冊子の発行、研修会の充実を図ること。
- (4) 被災児童生徒の安全・安心な通学を確保するため、バス運行に係る費用について持続的な財政支援を講じること。

2 被災した重要文化財への支援について

【文部科学省】

度重なる地震被害により破損した重要文化財の修復をするためには、莫大な費用が必要であることから、国・県・町村指定文化財及び未指定でも文化的価値が高く認められている文化財の修復に関し、補助対象枠を拡大し財政措置を講じること。

3 新型コロナウイルス感染症における教育環境の整備について

【文部科学省】

- (1) 学校の臨時休校に伴う児童・生徒の学力低下や生活指導、学校内の感染症拡大防止のため、自治体や学校が独自で行っている事業に対する十分な財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が蔓延する中であっても、子どもたちの学びを保障し、学力向上を図ることが重要であることから、ICT環境をさらに充実さ

せるとともに、ICT支援員経費を含めた運営費用やICT端末機器等の更新費用について、新たな補助制度を構築すること。

また、GIGAスクール構想の下での端末に係るランニングコストや、ソフト面の環境整備の推進について、国庫補助事業等の財政措置を講じること。

4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について

【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

市町村は、住民に最も身近な自治体として、国の支援制度の対象外となる事業者や住民に対し、地域の実情に即した独自の経済支援や生活支援を行っていることから、今後の経済支援、生活支援の財源として活用できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。

なお、交付金算定に当たっては、算定指標から財政力は除くこと。

5 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について

【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

感染の封じ込めや住民・中小事業者等への支援については、国・県・市町村間での情報を共有した一体的な取組みが必要であることから、県及び市町村への情報提供は迅速かつ緊密に行うこと。

また、市町村が実施主体となる事業等については、一定の裁量権を市町村が有しなければ地域の実情に沿った支援はできないことから、引き続き市町村の実態や意向を踏まえた施策とすること。

6 学校のICT化推進について

【文部科学省】

(1) デジタル教科書の導入については、児童生徒の心身の発達への影響や教職員の指導力の格差などの課題もあるため、導入の検討にあたっては、町村の意見を十分に反映すること。

また、デジタル教科書を早期に導入する町村については、財政負担が生じることのないよう、国の責任において財政措置を講じること。

(2) ICT支援員の配置については、自治体派遣を検討するなど、自治体が運用しやすい制度を構築すること。

- (3) 教員等のICT活用の習熟度の違いから、学校間や自治体間において差が生じないように、ICTの活用について統一した方法を確立すること。
- (4) 国庫補助により整備したICT機器類の処分については、自治体の事務的負担を軽減すること。
また、自治体の財政状況により機器類の更新に差が生じないように、自治体の実情に応じ、十分な財政措置を講じること。

7 教職員等の配置について

【文部科学省】

- (1) 教職員の配置については、小規模校であっても単式学級での指導が重要になることから、複式学級の解消に向けた教職員の配置について、特段の財政措置を講じること。
- (2) 地域住民の多様な要望に応え、きめ細かい教育行政を展開するために、市町村教育委員会が独自に配置している指導主事の人件費について財政措置を講じること。
- (3) 特別支援児補助教諭及び特別支援教育支援員の配置にかかる費用を、国県支出金として明確に財政措置を講じること。
- (4) 令和3年度より小学校については、普通教室の定員を35人以下に引き下げたが、教員一人一人が子どもと向き合う環境作りなどの施策を確実に実施するため、普通教室の35人定員への引き下げを、中学校にも早急に拡充すること。
- (5) 読書活動を充実させる上で、学校図書館司書の配置が重要になっていることから、学校図書館司書の人件費について財政措置を講じること。
- (6) 英語教育の充実のため、JETプログラム以外の民間のALT配置に係る人件費について財政措置を講じること。

8 中学校部活動の地域移行による指導員への財政支援の拡充及び新たな制度の創設について

【文部科学省】

中学校における部活動指導が教職員の大きな負担となっており、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が推進されているところであるが、今後部活動が地域へ移行となった際に、中学生の発達段階に応じた技術力や生徒指導力を有する外部人材

の確保と、指導者及び組織に対する財政支援が自治体にとって大きな課題となることが想定される。

特に、部活動の外部指導者の確保に対する課題については、地方においてより深刻であり、都市部と地方での指導力の格差拡大につながる事が予想される。

については、国が進める部活動の地域移行を進めるため、地域の部活動指導の受け皿となる組織の運営に対し、財政支援を講じるとともに、地域おこし協力隊制度を参考にアスリートがセカンドキャリアとして地域に定住し、部活動を含む地域スポーツの推進に資することができるような新たな制度を創設すること。

9 特別支援教育の充実について

【文部科学省】

- (1) 小中学校の特別支援学級の編制については、児童生徒数に関する基準の引下げを図ること。
- (2) 特別支援教育支援員の配置等に対する地方自治体への十分な財政支援措置の拡充を講じるとともに、教員全体の特別支援教育のレベルアップを図るため、教職員の研修期間及び内容を充実させること。
- (3) 特別支援教育の充実とLD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒への指導体制の整備を図るとともに、小中学校における介助員及び特別支援教育コーディネーターなどの調整役の配置等、人員配置に係る財政措置を講じること。

10 小中学校の施設整備の拡充について

【文部科学省】

- (1) 老朽化に伴い、小中学校の改築又は改造を行った際の学校施設環境改善交付金については、現在1/3となっている国庫補助率を引き上げるとともに、予算措置についても継続して実施すること。
- (2) 学校の施設整備補助基準工事単価については、現実的な費用との乖離等があり、設置自治体の負担が大きいことから、実際の設計額に応じた事業費の積み上げ等により補助対象経費を見直しするなど、町村の財政的負担の軽減を図ること。

11 災害復旧に対する財政措置について

【総務省・文部科学省・国土交通省】

現在、激甚災害指定を受けない災害復旧については、国庫負担等の財政的支援が少なく、災害復旧事業債を活用せざるを得ないが、起債額が膨大であり、償還に係る後年度負担が町財政に多大な影響を及ぼすことが想定される。

特に、大地震では復旧工事の事業規模が大きいため、国の災害査定を受けて、復旧工事を進めなければならないが、災害査定設計書を作成する経費については、財政的支援がない。

また、社会教育施設の災害復旧に対しては、補助事業が無いため、災害復旧事業債を活用せざるを得ないのが実情である。

については、大地震災害の復旧にあたっては、特別交付税等の特例的支援を講じるとともに、災害復旧に係る補助事業メニューの充実を図るなど、積極的かつ弾力的な財政的支援を講じること。

12 国土強靱化の推進について

【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

13 特別名勝「松島」保護指定区域の見直しについて

【文部科学省】

古くから景勝地として知られ、日本三景の一つに数えられてきた松島は、国土美の価値が高いものとして文化財保護法による特別名勝に指定され、現在に至っている。

しかし現在の指定区域は、一部が既に住宅地となっているなど、現状が指定と乖離しており、直接景観に支障のない地域までも厳しく規制されている。

平成24年1月25日になされた「震災復興に伴う特別名勝「松島」の保存管理の在

〈文部科学省〉

り方」最終報告では、震災復興事業にとっての最小限度の変更は認められたが、従来要望してきた保護地域の見直しについては認められていない。

そのため、公共事業が計画的に実施できないほか、住民の生活に根ざした住宅改築や地震後の補修を行う際にも手続きに時間がかかるなど、地域発展の障害となっている。

については、文化財保護区域の見直しを行い、景観に支障のない地域を除外するなど、地域の実情に即した区域指定をするよう強く要望する。

14 歴史的観光資源の整備促進について

【文部科学省】

歴史的資源を活かした観光や地域産業に結びつけるために、歴史的建造物の修理・修復等保存対策に係る整備体制の拡充及び支援措置を講じること。

また、民間所有の文化財の保存活用に要する経費に自治体が補助した場合においても、特別交付税の措置を講じること。

15 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

地方創生を推進するため、今後の行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するように、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること。

厚生労働省

1 東日本大震災からの被災者生活再建支援等について

【復興庁・総務省・厚生労働省・国土交通省】

(1) 被災者の生活再建に関するソフト支援等について

- ① 災害公営住宅払下げの実施まで継続して支援すること。

また、被災者支援総合交付金の増額を図るとともに、被災者の生活再建後に生じる課題に対するソフト支援について柔軟な対応を図るなど、復興の進展に伴って生じる課題に対応した支援を強化すること。

- ② 生活再建中の住民は、時間の経過に伴い、精神的、経済的に新たな問題が生じてきていることから、地域における実践的な取組を充実・強化できるよう、自殺対策に係る必要な財政措置及びメンタルケアに関わる人材育成等への支援を継続すること。

また、心のケアセンター等、自治体のメンタルケア施設への継続した支援を講じること。

- ③ 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であるが、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な者が存在している状況である。

については、次の事項について特段の措置を講じること。

イ 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。

ロ 災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体が償還免除を行った場合は、国も自治体の判断を尊重し、貸付金の償還免除を行うこと。

ハ 債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について助成を行うとともに、債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

(2) 震災減収対策企業債への財政措置について

震災減収対策企業債への財政措置はその償還利子の2分の1とされているが、これを償還元金部分にまで拡大すること。

〈厚生労働省〉

(3) 企業誘致の優遇支援策について

企業誘致を促進するにあたり、民間投資促進特区において設定している集積区域に企業が立地する場合は、企業立地補助金等の優遇支援策を講じること。

(4) 防災集団移転跡地利用の推進について

防災集団移転促進事業により「住宅地」の買取りは行ったが、「その他の用地」が残るため公用地がまだら模様の状態になり、跡地の一体的な土地利用が困難となっていることから、土地の買い取り、換地手法及び土地の交換分合による土地の再整理、道路や造成などの開発要件を満たすインフラ整備ができる制度を創設すること。

(5) 震災遺構に対する財政支援措置について

震災遺構は震災を後世に伝えるために重要な施設であるが、将来の維持管理経費は地元自治体の負担とされており、被災自治体の負担が大きくなることが想定されることから、国民の共有財産と捉え、維持管理に係る経費について財政措置を講じること。

2 災害援護資金の貸付について

【厚生労働省】

災害援護資金の貸付について、自治体が被災者（借受人）の円滑な再建の必要性和生活状況に鑑み、法令及び条例の規定に基づく支払猶予を適用して、借受人の自治体に対する償還期間の延長を認める場合については、国の自治体に対する償還期間を延長すること。

また、自治体が法令に基づき、貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合は、国においても自治体への債権を免除すること。

3 新型コロナウイルスワクチン等への支援について

【厚生労働省】

(1) 新型コロナウイルスワクチンの計画的な接種ができるよう、町村の医療従事者の体制整備を強化するとともに、町村のワクチン接種計画の見直しや住民の混乱をまねくことがないように、町村に対し迅速な情報提供を確実に行うこと。

また、ワクチン接種に係る経費については、町村に負担が生じないように引き続き全額国費にて負担すること。

さらに、国産ワクチンの実用化を図るとともに、ワクチンの種類や量、供給時期及び接種に関する副反応等について、迅速かつきめ細やかな情報提供を広く国民に対して行うこと。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する治療薬については、今後も治療薬の開発と増産への支援を講じるとともに、医療機関に対し、十分な量を迅速に提供できるよう努めること。

4 新型コロナウイルス感染症における医療提供体制の整備について

【厚生労働省】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や派生型のウイルス株に対応するため、感染症指定病床数の確保、医療機関の連携、軽症者の隔離対策などの感染症対策に努め、新型コロナウイルス感染症に十分対応可能な医療体制の構築を図ること。

また、診療報酬の増額など、医療機関に対し財政面での支援を引き続き実施すること。

さらに、医療機関へ必要な物資を安定的に提供できるよう、引き続き十分な供給体制の構築を図ること。

5 新型コロナウイルス感染症におけるPCR検査体制の充実強化について

【厚生労働省】

- (1) PCR検査体制は強化されてきているが、必要ときに容易に検査できるよう、さらなる検査体制の強化と充実を図ること。
- (2) 簡易検査キットや検査試薬等、感染の検査器具について、国が責任をもって開発を支援し、多くの国民が身近で短時間に検査が可能となるよう、引き続き体制を整備すること。

6 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について

【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

感染の封じ込めや住民・中小事業者等への支援については、国・県・市町村間での情報を共有した一体的な取組みが必要であることから、県及び市町村への情報提供は迅速かつ緊密に行うこと。

また、市町村が実施主体となる事業等については、一定の裁量権を市町村が有し

〈厚生労働省〉

なければ地域の実情に沿った支援はできないことから、引き続き市町村の実態や意向を踏まえた施策とすること。

7 新型コロナウイルス感染症による自治体病院への財政支援の強化について

【総務省・厚生労働省】

自治体病院が新型コロナウイルス感染者を受け入れる場合、感染症以外の患者が減少することで、自治体病院の減収が生じ、地域医療の継続が困難となる恐れがある。

については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に加え、自治体病院の減収分補填のための財政支援策の拡充を講じること。

8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について

【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

市町村は、住民に最も身近な自治体として、国の支援制度の対象外となる事業者や住民に対し、地域の実情に即した独自の経済支援や生活支援を行っていることから、今後の経済支援、生活支援の財源として活用できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。

なお、交付金算定に当たっては、算定指標から財政力は除くこと。

9 新型コロナウイルス感染症における雇用支援策について

【厚生労働省・経済産業省】

事業者の経営の悪化が雇用に影響を及ぼすことのないよう、内定取消しや非正規労働者の解雇、雇い止め等を防ぐため、休業補償制度の充実、雇用調整助成金、雇用支援策の継続・拡充等を図ること。

10 生活福祉資金貸付制度の条件等の緩和について

【厚生労働省】

新型コロナウイルス感染症拡大により、新たに休業者や失業者の増加がある場合には、生活福祉資金貸付制度について、貸付条件の緩和、据置期間及び受付期間の延長など、生活困窮者が使いやすい制度となるよう、柔軟かつ迅速な措置を講じること。

11 住居確保給付金の支給期間の延長について

【厚生労働省】

住居確保給付金については、生活困窮者が使いやすい制度となるよう、再支給の申請期間を延長し、柔軟な措置を講じること。

12 地域保健医療対策の推進について

【厚生労働省】

(1) 地域医療体制の充実について

① 住民の安全・安心を確保するためには、医療計画における「5事業」に「新興感染症等の感染拡大時における医療」の確保が極めて重要であることから、医療計画において実施される事業に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、事業を実施する町村に対し、財政支援を講じること。

② 地方の慢性的な医師・看護師不足等による診療科目の偏在等の医療格差の解消のため、地域医療に従事する医師・看護師確保対策の充実強化を図ること。

特に、「新医師確保総合対策」等を踏まえ、全国的にも深刻な問題となっている産科及び小児科の医師確保対策の強化を図ること。

また、コ・メディカルスタッフの確保対策についても推進を図ること。

(2) 救急医療体制の充実について

① 地域の現状とニーズを踏まえ、地域間の病院連携を中心とした救急医療体制の整備のための取組みを進めること。

② 休日及び平日夜間の一次救急医療・二次救急医療については、地域の医師会及び救急医療体制施設等へ委託し、運営を行っている。

また、救急医療に伴う負担金については、利用実績に応じ自治体が負担しているものの、負担金が高額となっているため、町の財政負担が大きいのが現状である。

については、今後も安定した救急医療の運営確保をするため、国において運営費の財政支援を講じること。

③ 救急医療体制の維持及び安定した施設運営を行うため、施設整備及び施設運営に対する財政支援を将来にわたり継続するとともに、救急医療を担う医師の労働環境についても改善を図ること。

(3) がん検診について

がん検診については、早期発見・早期治療が重要であり、定期的・継続的な受診が必要であるが、現在のがん検診事業の補助対象は特定年齢の受診者負担等となっている。

については、すべてのがん健診受診者に費用補助を行えるよう、町村に十分な財政支援を行うこと。

(4) 定期予防接種について

定期予防接種の対象ワクチンを増やすことは、感染症予防推進に有効な手段であり、これまでも高齢者肺炎球菌や水痘、風疹などが定期予防接種化されてきたところである。

しかし、未だ定期予防接種化されていない疾病もあり、定期予防接種化されている疾病であっても、地方交付税負担割合が10/10となっていないため、予防接種に係る費用が町村の財政を圧迫している現状にある。

については、定期予防接種の対象疾病を増やすとともに、予防接種費用については直接補助や交付金措置とし、感染症対策に十分な財政支援を講じること。

(5) 新生児聴覚検査について

新生児聴覚検査の健診費用については、財源が地方交付税で措置されているところであるが、必要財源の確保が難しいことから、補助制度への移行を実施すること。

13 水道施設の更新・整備・廃止における補助制度の充実について

【厚生労働省】

- (1) 送水管・配水管の強靱化を図り、安心安全な飲料水を確保するため、石綿セメント管等の老朽管更新事業の補助制度の充実を図ること。
- (2) 山間部等の地域においては、未だに水道の未給水地があることから、簡易水道施設等設備費補助の補助率を2分の1に引き上げるなど未給水地域の解消を推進すること。
- (3) 水道施設の災害復旧費に対する補助金等交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大について、特別の措置を講じること。
- (4) 人口減少に伴うダウンサイジングを踏まえた大規模な廃止施設の撤去事業に対して、すでに廃止した施設も含めて補助の対象となる新たな国庫補助制度を

創設すること。

14 ワーク・ライフ・バランスの推進について

【内閣府・厚生労働省】

少子高齢化が日本全体の大きな課題となる中で、長時間労働が非婚や不妊・介護離職の要因の一つとなっている。

また、男女共同参画社会実現の観点からも、国においてワーク・ライフ・バランス施策を強化していくことが求められている。

については、事業主が仕事と家庭の両立支援に取り組めるよう、両立支援等助成金について、助成額の拡充を行うとともに、制度の更なる周知に努めること。

15 子育て支援対策の推進について

【内閣府・厚生労働省】

(1) 保育士の確保対策について

子ども・子育て支援新制度が始まり、待機児童の解消、保育支援の質の向上に努めているところではあるが、全国的な保育士不足の影響により、保育士の確保対策が大きな課題であることから、保育士の処遇改善のための措置を今後とも継続して講じるとともに、町村の非常勤・臨時保育士についても国の助成対象とすること。

また、私立保育所では下半期以降の児童入所を見越し、保育士を配置しているが、児童が入所しない限り給付費が支払われず、経営を圧迫しているのが現状である。

については、保育士人件費等の一部が補填される補助制度を構築すること。

(2) 保育士のキャリアアップ研修について

保育士の処遇改善等加算に関わるキャリアアップ研修については、現在2段階となっている加算の仕組みを4段階にするなど、保育士が参加しやすい内容とすること。

(3) 待機児童対策のための保育所整備について

女性の就業率の上昇に伴い、保育所の待機児童数が増加し続けており、待機児童解消の対策が各自治体において大きな課題となっている。

については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童解消に向けた保

育所等の整備を実施するにあたり、町村が整備する幼保一体化施設や認定こども園（保育所型）についても、補助対象とすること。

（４）公立保育所等への財政支援について

今後ますます進行する少子化の中で、子育て支援対策として一定の保育サービスを確保していくために、公立保育所及び公立認定こども園へ特段の財政措置を講じること。

（５）子ども医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、平成30年度より、現物給付を実施したことによる子ども医療費助成の国庫負担減額調整措置が、未就学児まで廃止されたところであるが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、多くの町村が国の補助基準を超えて助成を行っている。

しかし、子ども医療費助成制度の費用負担が増大し、町村の財政を圧迫しているのが現状である。

については、義務教育が終了する中学校卒業までの子どもの現物給付に対する国庫負担減額調整措置を廃止するとともに、国の子育て支援制度として、子ども医療費助成制度を拡充し、実施すること。

（６）妊婦健康診査等への財政支援について

妊婦健康診査については、子ども・子育て支援新制度において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられたが、財源については従前どおり地方交付税措置となっていることから、直接補助あるいは交付金とし、財政支援を充実すること。

また、妊婦健診にかかる財政支援に、妊婦歯科健診を加えること。

（７）放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業を実施する町村においては、地域間で放課後児童クラブの登録児童数に偏りがあることにより、国庫補助額に差が生じ、町村財政を圧迫しているのが現状である。

については、放課後児童健全育成事業費の基準額及び国における3分の1の補助率を見直し、十分な財政支援を講じること。

また、放課後児童支援員や補助員のなり手が不足しており、支援員の人材確保が喫緊の課題となっていることから、柔軟な人員配置が可能となるよう、職員の配置基準を緩和すること。

(8) 児童手当全額国庫負担について

児童手当は少子化対策の重要な施策であり、国の責任で実施すべきものであるため、財源は全額国庫負担とすること。

また、令和4年6月に所得上限限度額が設定され、児童手当が支給されなくなった特例給付対象者について、所得上限限度額を撤廃し一律に支給すること。

なお、制度改正による電算システムの改修に多額の費用を要することから、安定的で持続性のある制度改正を行うこと。

16 生活保護に係る級地区分の見直しについて

【厚生労働省】

生活保護法第8条第2項に基づく級地区分は、地域における生活様式や、物価差による生活水準の差を生活保護基準額に反映させることを目的としたものである。

その基準が同等の水準と思われる自治体間で級地区分に差が生じ、保護費にも格差が生じている。

については、このような現象を改善するため、生活実態に即した級地区分の見直しを行うよう強く要望する。

17 障害者保健福祉施策の充実強化について

【厚生労働省】

(1) 地域生活支援事業への財政支援について

地域生活支援事業の必須事業に対する補助については、補助率が1/2とされているところであるが、十分な補助額が確保されていないため、1/2の補助率どおり交付されることはなく、町村の財政負担が大きくなっている。

については、適正かつ円滑な事業実施のため、事業費に対する1/2の国庫補助を確実に実施できるよう、補助額を十分に確保すること。

また、障害者への相談支援は、財源が地方交付税で措置されているため、必要財源の確保が難しいことから、補助制度への移行を実施すること。

(2) 重度障害者入所施設の設置拡充について

重度障害者については、在宅での生活が困難でも、グループホームに空きがない場合、入所待ちの状況が続くこととなるため、国の施策において入所施設の設置拡充を図るとともに、重度障害者を受け入れられる短期入所施設につい

ても、設置拡充を図ること。

(3) 障害者福祉サービス事業所の不正行為による給付費一括返還に伴う町村への財政措置について

障害者福祉サービス事業所が不正行為等で事業所が指定取消となり、事業所から給付費の返還がない場合は、関係町村において、給付費の全額を国及び県に一括返還しなければならないが、市町村の負担が大きいことから、事業者が実際に町村に返還した介護給付費等の額に相当する金額に応じて、市町村が国庫負担金を返還するなどの仕組みを構築すること。

(4) 住所地特例の対象施設等の拡充について

- ① 障害者福祉施設の拡充により障害者の生活の場も広がりを見せていることから、施設所在自治体の財政負担に偏りが無いよう、住所地特例の対象施設の拡充を行うこと。

特に居住地の市区町村以外のグループホームへの入居およびグループホームから介護保険施設への入居については、住所地特例が適用されず、グループホーム設置市区町村の財政を圧迫しているのが実状である。

については、住所地特例の対象施設にグループホームを追加し、制度上の問題を解消すること。

- ② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で定められる居住地特例対象施設については、障害者支援施設等が対象となっている。

しかし、障害者支援施設等の指定基準に満たない施設を有する町村については、施設入所者全員の給付主体となっているため、町村財政を圧迫しているのが現状である。

については、住所地特例対象施設の中に「入居サービスを行う住居」を加えること。

(5) グループホームの施設整備について

身体障害者がグループホームを利用する場合、浴室、トイレなど建物の構造を身体障害者に配慮したものとする必要があるが、資材の高騰などで事業費が高額となるなど事業者負担が大きく整備が進まないことから、補助基準額を引き上げること。

(6) 身体障害者補助犬の飼育費等の補助について

身体障害者補助犬を希望する身体障害者の負担増加とならないよう、飼育管理費用等の助成制度を国において新たに構築すること。

18 介護保険制度の充実について

【厚生労働省】

(1) 介護給付費負担金の配分等について

介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護給付費負担金については、各保険者に対して給付費の25%（施設サービス給付費等にあつては20%）を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

また、地域支援事業についても現在の交付割合及び交付内容を下回らないようにすること。

(2) 介護保険制度維持のための財政支援について

介護認定者数及び介護給付費は増加傾向にあり、今後も要介護認定者数の増加が見込まれ、高齢化率の上昇に伴い、更なる介護サービスのニーズが高まることが予測される。

については、介護保険制度を維持し、自治体が財源不足とならないよう、十分な財政支援措置を講じること。

(3) 介護保険料の算定方法の見直しについて

介護保険料の算定方法については、世帯単位で保険料段階を決定することなく、個人単位へ保険料の算定方式を見直すこと。

また、高齢者の負担軽減を図るため第1号被保険者の介護保険料を継続して軽減するよう、特段の財政措置を講じること。

(4) 介護老人福祉施設における医師の確保について

入居者の高齢化が進み、医療ニーズの高い入居者も多く、急変時の対応等を求められるなど配置医師の役割は大きくなっている。

しかしながら、配置医師が介護老人福祉施設内で保険医療を行った場合、診療報酬請求上、数多くの制約があるなど、介護保険制度上の位置づけが明確でないため、現実にはボランティア的な要素が高く、医師の確保が難しい状況にあることから、配置医師確保対策を講じること。

(5) 介護職員の人員確保について

介護事業所については、高齢化の進展に伴い需要が高まっているものの、介護職員が不足しており、抜本的な対策が必要である。

については、介護職員の処遇改善を行うための財政支援を継続して講じること。

(6) 通所・居宅介護の予防給付への支援について

平成29年度から要支援認定者に対する通所・居宅介護の予防給付が介護保険事業から切り離され、地域支援事業に移行したことに伴い町村の財政負担、事務負担が増えていることから、市町村間におけるサービス格差が生じないように、引き続き必要な財政支援や事務的支援を講じること。

(7) 特別養護老人ホーム等の支援について

高齢者が自宅で暮らし続けるための住宅支援と併せて、低所得者用の住宅を確保し、安定した地域生活を営むことができるよう、施策を拡充すること。

また、特別養護老人ホームの大規模修繕等補助については、同一法人において別の施設を新設することが要件となっているが、法人にとって大きな負担となっていることから、当該要件の廃止を行い、施設整備に対する財政支援の拡充を図ること。

さらに、在宅で介護を行う家族等の身体的、精神的負担軽減を図るため老人短期入所施設の確保が必要となってきたことから、地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設の整備について支援を行うこと。

(8) 地域密着型サービスの利用者負担の軽減について

地域密着型サービスの認知症対応型共同生活における本人負担の特定入所者介護(予防)サービス費等を利用可能とし、利用者の負担の軽減を図ること。

また、それによる市町村負担が増大にならないよう必要な財政措置を講じること。

(9) 地域包括支援センター機能の充実について

地域包括ケアシステムの深化・推進には地域包括支援センターの機能の充実が不可欠となることから、必要な財政支援を講じること。

(10) 介護用品支給事業への支援について

地域支援事業における介護用品支給事業は、事業縮小・廃止に向け、調整を行っているにも関わらず、新規利用者のニーズが増加しており、町村にとって非常に大きな負担となっているのが現状である。

については、次期計画期間においても国庫負担等の財政措置を講じること。

19 国民健康保険制度の充実について

【厚生労働省】

(1) 国民健康保険制度の財政支援について

財政基盤が脆弱な国民健康保険を、安定した医療保険制度として運営していくため、国による財政支援の充実・拡大を図ること。

また、国保総合システムの次期更改や運用に当たっては、町村や被保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において財政措置を講じること。

(2) 後期高齢者支援金の減額加算の廃止について

後期高齢者支援金による特定健診・特定保健指導については、法定義務とされていることから、実施実績に伴い後期高齢者支援金の減額対象とされているのが実状である。

については、町村の国保運営の妨げとなるため、後期高齢者支援金の減額加算を実施しないこと。

また、特定健診・特定保健指導負担金の基準額を引き上げ、保険者の財政負担の軽減を図ること。

(3) 国保の都道府県単位化に伴う負担基準の統一化について

国保の都道府県単位化により市町村の保険料（税）が大きく変わらないよう必要な措置を講じること。

また、負担基準については全国統一のものとし、不足分については社会保障の範疇として国の負担とすること。

(4) 国民健康保険制度にかかる国庫負担の充実について

医療保険制度の抜本的改革が達成されるまで、国民健康保険が医療保険としての機能を充分果たせるように、国庫負担制度の充実強化を図ること。

また、医療保険制度の改革にあたっては、住民の実情を勘案した制度設計とすること。

(5) 国民健康保険制度における国庫負担減額調整措置の廃止について

18歳に達した年度末までの全ての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国

〈厚生労働省〉

庫負担減額調整措置を廃止すること。

(6) 就学児以上の均等割保険料の軽減について

医療保険制度間の公平性を図るため、就学児以上の子どもについても均等割保険料軽減措置を導入すること。

20 後期高齢者医療制度について

【厚生労働省】

(1) 後期高齢者医療制度の現行水準の維持について

都道府県単位の財政運営による保険料負担の公平化・財政基盤の安定化を目指した現行制度の利点及び保険料負担の現行水準を維持するとともに、制度運営の責任は都道府県が担うこと。

(2) 後期高齢者医療の制度改正における町村の負担軽減について

後期高齢者医療の制度改正にあたっては、国民健康保険事業の負担とならない制度設計を行うこと。

(3) 後期高齢者医療制度の電算システムについて

制度の改正にあたっては、町村の十分な準備期間を確保するとともに、制度見直しに伴う経費や電算システムの改修経費などについては、地方へ負担転嫁することなく、全額国において財政措置すること。

さらにシステム開発の前提となる政省令を早期に公布するとともに、町村に対し事前の情報提供を行うこと。

21 国土強靱化の推進について

【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

22 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

地方創生を推進するため、今後の行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するように、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること。

農林水産省

1 農業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・環境省】

(1) 東日本大震災復興交付金の被災地域農業復興総合支援事業において町村が整備した農業用施設等に関し、耐用年数経過前に受益者への財産譲与を可能とすること。

なお、譲与にあたっては農家の意向にも十分配慮した柔軟な制度設計とすること。

(2) 被災市町の復興計画に基づき実施している農地整備事業による換地業務をはじめ、復興事業に関連し実施した発掘調査に伴う出土品の整理、報告書作成業務など、引き続き、膨大な業務量が見込まれていることから、特定の業務において、専門的な知識、技能を有する者の配置について、国等関係機関による人的、財政的支援を講じること。

(3) 農業の再生に向けた取組への支援を継続すること。また、施設の長寿命化計画と併せ、施設改修にかかる費用については、通常補助事業枠以外での特別的な補助事業の法整備を進め、改修にかかる市町村負担の軽減を図ること。

① 大区画ほ場整備の実施

② 基幹用排水施設等の補修・更新

③ 用排水施設等に係る安全対策

④ 土壌改良事業の継続的な実施

⑤ 復興事業で復旧した施設に対するストックマネジメント事業での特別的な財源による補修

(4) 山元東部地区では、ほ場整備事業や土地改良事業の換地制度の手法を活用し、非農用地の集積・再配置を含めた土地の整序化・再整備を行っているところであるが、現行の農地整備事業関連制度では非農用地に係る整備費用が一部認められず、広大な非農用地を含む津波被災地域においては費用の問題で整備が進まず、復興・創生の遅れの一因となっている。

については、非農用地区域内に換地される土地を、従前地と同程度に整備する費用について、財政措置を講じること。

(5) 出荷制限対象となっている、山菜、野生きのこは、効果的な吸収抑制対策を

講じることが難しいため、出荷制限指示を解除されない状況にあるが、農家にとっては大切な副収入源であることから、非破壊型放射性物質濃度測定器による全量検査で基準値以下のものについては、出荷制限指示を解除すること。

併せて、当該機器の整備費用や維持管理費用について、財政的支援を行うこと。

- (6) 牧草を始めとした農林業系廃棄物については、試験焼却の実施などの動きもあるが、処分が完了するまでには相当の時間を要すると思われる。各町村が実施している一時保管も長期化しており、これに要した経費相当については町村の財政負担となっていることから、早急に国の責任において財政措置を講じること。

併せて、8,000Bq/kg以下であっても農林業系廃棄物の処分については、必要な法改正を行ってでも、東京電力または国の責任において進めること。

また、放射性物質に汚染された牧草の処理について、農地還元等により減容化することとしている地域もあるが、減容化に係る財政措置については当初申請に至る手続きに期間を要し、作業着手に影響が発生しているため改善すること。

さらに、住民の健康被害懸念や不信感を払拭するための、適切かつ十分な広報活動を実施すること。

2 林業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・環境省】

- (1) 震災復興を目的とした民間の土石採取の乱開発が進み、山林の保全機能が損なわれ、自然破壊が進んでいる状況にある。

本来森林が持つ多面的機能、災害を未然に防ぐ機能を発揮させるため、山林再生は必要であり、復興事業の一環であることから、国の責任により山林機能を回復すること。

また、復興完了後における開発地での災害発生については、開発事業者の責任において対処させることとし、開発事業者が対応不能となった場合は、国が責任を持って対処すること。

- (2) 森林については、除染を行って低下した放射線量が、地形によって風雨等の影響により、高い線量に戻ってしまう地域もあることから、山間部に居住する

住民の安全・安心を確保するため、森林の除染範囲を広げるなど対策を講じること。

3 水産業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・国土交通省】

(1) 水産業の再生に向けた取組への支援を継続すること。また、施設の長寿命化計画と併せ、施設改修にかかる費用については、通常補助事業枠以外での特別的な補助事業の法整備を進め、改修にかかる市町村負担の軽減を図ること。

- ① 漁港海岸堤防事業
- ② 漁港施設整備事業
- ③ 荷揚場・荷捌所整備事業

(2) 防潮堤や水門等復興事業として建設した施設の維持管理費について、特別交付税（ルール分）の新規メニューを設ける等、財政措置の拡大を図ること。

(3) 本格的な漁業の復興のためには、漁場の復旧が必要不可欠である。震災後の課題であった海底ガレキの撤去作業は進んだものの、新たなガレキが発見されると、操業の妨げになるのが実状である。

については、ガレキ調査撤去に係る費用が発生した場合は市町村の負担軽減となる対策を講じること。また、漁業の生産性向上、省力・省コスト化に資するため、漁業用機器等の導入、試験的操業によって生じる漁業コストなどに対する支援対策を強化すること。さらに、失われた藻場の再生など、漁場再生事業を講じること。

4 A L P S 処理水対策と津波・原子力災害復興支援について

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】

(1) 東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、風評による様々な被害は発災から11年を経過した現在も未だ続いている。来春以降に政府が予定している多核種除去（A L P S）処理水の海洋放出が実施されれば、福島県のみならず本県においても風評被害が再燃し、地元漁業者がさらなる苦境に陥ることが懸念されるところである。

については、下記事項について全力で取り組むこと。

- ① 放出するトリチウムの量が最小限となる処分方法の開発及び研究に積極

的に取り組むとともに、海洋放出以外の処分方法も含めて継続的に検討すること。

② 漁業者をはじめ関係者に説明を尽くすとともに、第三者機関による客観性・透明性の高い放出前の放射性物質の測定結果、希釈設備の稼働状況、放出後の海域モニタリング結果等の国内外に対する正確な情報発信など、万全の対策を講じること。

③ 万全な対策を講じても風評被害が発生し、生産者や事業者に損害が生じる事態となった場合には、地域、賠償期間、業種を限定することなく、被害の実態に応じて十分な賠償を東京電力に行わせるなど、国が最後まで責任をもって対応すること。

(2) 経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、復興に必要な企業立地と雇用創出に不可欠であることから、申請期限が令和5年度末まで、運用期限が令和7年度末まで延長されたところであるが丸森町は補助対象外になっている。

原子力災害の被害を受け、東京電力より福島県内市町村と同じ賠償を受けている丸森町についても、補助対象区域とすること。

5 放射性物質の除染等について

【復興庁・農林水産省・環境省】

(1) 汚染物質の最終処分が実現するまでの間、自宅で保管している汚染物質の安全管理のため、放射能測定機器の貸与などの対策を講じること。

(2) 森林については、除染を行って低下した放射線量が、地形によって風雨等の影響により、高い線量に戻ってしまう地域もあることから、山間部に居住する住民の安全・安心を確保するため、森林の除染範囲を広げるなど対策を講じること。

(3) 山林及び河川については、除染ガイドラインが示されておらず、除染が進まない状況にあることから、早急にガイドラインを作成し、除染対応を進めること。

(4) 環境省で定める除染関係ガイドラインに基づき、学校等公共施設で除染を実施し、除去土壌は学校の校庭等に一時的に地下保管しているが、最終処分方法等が示されていないことから、未だに地下保管している状況にある。

については、除染土壌の最終処分方法を早急に決定し、東京電力又は国の責任において中間貯蔵施設等への除染土壌の搬出をするよう、法改正を進めること。

6 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について

【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

感染の封じ込めや住民・中小事業者等への支援については、国・県・市町村間での情報を共有した一体的な取り組みが必要であることから、県及び市町村への情報提供は迅速かつ緊密に行うこと。

また、市町村が実施主体となる事業等については、一定の裁量権を市町村が有しなければ地域の実情に沿った支援はできないことから、引き続き市町村の実態や意向を踏まえた施策とすること。

7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について

【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

市町村は、住民に最も身近な自治体として、国の支援制度の対象外となる事業者や住民に対し、地域の実情に即した独自の経済支援や生活支援を行っていることから、今後の経済支援、生活支援の財源として活用できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。

なお、交付金算定に当たっては、算定指標から財政力は除くこと。

8 農林水産事業者への支援について

【農林水産省・経済産業省】

- (1) 農林水産業事業者への支援について、外出自粛要請や飲食店の営業自粛により農林水産物の需要が急減し、価格低迷が続いていることから、肉や魚を含めた農林水産物の海外輸出・販売促進に向けた取り組みを実施すること。
- (2) 入国規制により、農業や水産加工分野における外国人技能実習生の労働力確保が困難なことから、農業高校・農業大学校等の多用な人材の派遣及び活用を積極的に支援すること。また、労働力不足の解消に向けたスマート農業の導入等を推進すること。
- (3) 価格が下落しても農林漁業者が安心して生産に取り組むことができるよう、「農産物価格安定対策」や「漁業者の収入安定対策」等のセーフティネットの

拡充を図ること。

- (4) 農林漁業経営の安定強化を図るためには、燃油価格の安定は重要であるが、昨今の国際情勢の緊迫に伴い石油価格が高騰していることから、影響を軽減する補てん措置、金融税制対策、省エネルギー型農林漁業の確立・普及など、必要な対策の拡充を図るとともに、石油関連製品の価格安定を図ること

9 農業・農村対策の充実強化について

【農林水産省】

(1) 農業・農村の発展、継承について

- ① 国内の米需給のバランスを崩すような輸入にならないよう、輸入量を制限すること。
- ② 農地中間管理機構により、農地の出し手に対する支援の充実が図られたが、担い手である農地の受け手にも支援策等の創設を図ること。

加えて、中山間地域等での農地集積が促進されるよう、基盤整備事業の採択要件等について、地域の実情に合った支援策を講じること。

- ③ 経営所得安定対策については、需要に即した主食用米の生産と戦略作物の本作化や地域の特色ある作物の産地づくりに向けた取組を促すこと。特に農家が将来にわたって自立・安定した経営が可能となるよう、次の事項について特段の処置を講じること

イ 「水田活用の直接支払交付金」の法制化を含めた恒久的な制度の確立と安定的な予算措置を図ること。

特に今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田から除外する方針について、地域の実情にそぐわず営農意欲の低下につながり、耕作放棄地の増加が懸念されるため改めること。

ロ 米の生産調整として麦、大豆等の基幹穀物を農家へ推奨するため、国産麦・豆等、地域実情を考慮した畑作穀物作付け拡大交付金等を新設し、食料自給率向上に寄与するとともに、農業機械導入支援及び栽培技術指導についても強化すること。

ハ 産地交付金枠の財源の確保と助成のメニュー設定など制度の柔軟な運用と事務の簡素化等を図ること。

ニ 収入保険制度については「農業経営収入保険」及び「ナラシ対策」の

加入要件の緩和を図るとともに、(仮称) 農業者皆保険制度の新設など、農業経営の更なる安定化を図ること。

- ④ 経営構造対策の推進と機械・施設等の導入など土地利用型作物の生産対策を引き続き強化すること。
- ⑤ 優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用を図るため、土地利用の計画策定及び諸規制に係る権限については、町村長に移譲すること。

また、町村に移譲された土地利用の計画策定及び諸規制に係る許可権限により、地域の実態に応じた土地利用の着実な推進が図られるよう町村への支援を行うこと。

- ⑥ 日本型直接支払制度について、地域の多様な実情を踏まえ、弾力的な運用に努めるとともに、取り組みやすい支援制度とすること。

なお、「多面的機能支払交付金」については、新規集落組織が加入しやすいように事務処理の簡略化を検討すること。

また、いずれの交付金についても、交付単価を調整することのないよう、十分な財源を確保すること。加えて、地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施すること。

さらに、水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動については、流域治水の観点からも推進する必要があるため、実施するための排水マスやロート型堰板の購入・設置費用も対象とし、加算要件である2分の1要件についても、要件の緩和を図ること。

- ⑦ 水田フル活用により飼料用米の生産拡大を進めているが、売り先の確保や効率的な流通体制の構築、多収技術の普及などの課題があるので、それらの対策を講じるとともに、飼料用米生産に対する支援策を安定的かつ恒久的に行い、飼料用米生産農家の経営安定を図ること。

(2) 人材の育成・確保について

認定農業者や新規就農者及び集落営農も含めた担い手の育成・確保を図ることを基本に、農地中間管理機構などによる施策を推進することとともに、法人以外の集落営農組合への支援策を充実すること。

あわせて、地域農業を牽引する小規模農家への補助、支援制度の拡充を図ること。

また、農業法人、集落営農組織の雇用者及び後継者確保のための募集経費に係る支援について検討すること。

特に、新規就農者の担い手の育成・確保については、地元就農者に加え、地域おこし協力隊を経ての就農者も増えており、より安定した農業経営が図れるよう「新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金」の経営開始要件について、就農者の試験・試作販売や地域おこし協力隊任期中の試験販売を交付対象の特例にするとともに、販売額上限の設定など要件の緩和を図ること。

(3) 中山間地域等の振興について

- ① 生活環境基盤整備のための諸施策を充実すること。
- ② 地域特産物の消費拡大に向けた加工・流通などの高付加価値化について諸施策を充実すること。
- ③ 「鳥獣被害防止特措法」に基づき、次の事項について処置を講じること
イ 鳥獣被害防止（サル・クマ・イノシシ・ニホンジカ等）及び鳥獣被害対策実施隊の育成などを充実すること

なお、捕獲協力について、有害鳥獣駆除に当たっては先行事例なども充分活用し積極的な展開を図ること

ロ 「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、諸条件を最大限緩和し、イノシシ等から農地を守る事業としても位置づけ被害防止施設の整備などの事業予算の確保に十分努めること。

ハ 有害鳥獣の駆除を行っても、放射線量が高く処分に苦慮することもあることから、駆除獣の処理施設を国の負担で設置すること。

ニ 国有地が有害鳥獣のすみかとなり、民有地への被害が発生している事例が多いので、国として万全の対策を講じること。

ホ 有害鳥獣の移動経路が河川となっていることから、河川敷の雑木の伐採など河川環境整備に努めること。

また、河川内区域内に侵入防止柵を設置すること。

- ④ 中山間地域支援対象条件に「中山間地域の指定」があるが、同じような条件でも指定地域と指定されない地域があることから、指定の見直しを行うこと。

(4) 畜産振興対策の推進について

- ① 配合飼料価格安定制度については、価格差補てん財源の確保や価格差補て

ん発動基準の抜本的な見直しを行い、長期的な飼料価格の高騰に対応した制度に拡充強化すること。

また、公共牧場については、同制度への加入ができないため見直すこと。

さらに、輸入粗飼料と同様に、肥料価格が高騰しており、牧草生産に十分な量の肥料を撒くことができず、今後、良質な牧草を入手することが困難になると見込まれることから、肥料の必要量購入に関する支援対策を講じること。

- ② 口蹄疫については、関係農家や事業者の経営対策を講じるとともに、再発の防止に向けた防疫対策の一層の強化、さらには財政的支援など万全の措置を講じること。

また、発生時の関連諸対策、罹患した牛豚などの埋却処分場の設置の推進に加え、発生により関連事業者が被る損害についても補てん制度を創設すること。

- ③ 鳥インフルエンザ、豚熱などの特定家畜伝染病については、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、発生時の関連諸対策、罹患した鳥、豚など家畜の焼却・埋却処分場の設置を支援するとともに、発生により関連事業者が被る損害についても補てん制度を拡充すること。

また、アフリカ豚熱など海外で流行している伝染病が国内に持ち込まれることのないよう水際対策の徹底強化を図るとともに、野生イノシシにおける豚熱の感染拡大防止を図るため、適切な経口ワクチンの野外散布等ができるように国において十分な予算処置を図ること。

(5) 農業生産の総合的な振興について

耕種と畜産の連携強化などによる農業生産の総合的な振興を図るとともに、野菜などの価格安定制度の充実、生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を推進すること。

また、省エネ技術の普及や金融税制措置など必要な対策を講じるとともに、スマート農業関連事業の十分な予算措置を図ること。

(6) 農業農村整備事業の計画的推進について

農林業の生産性向上や農山村の地域活性化を図るため、農業農村基盤整備、森林基盤整備などを推進する「農山漁村地域整備交付金」の十分な財源措置を

講じること。

(7) 国際貿易交渉への対応について

環太平洋連携協定（TPP11）など、国際貿易交渉の対応については、国内農産物の価格下落などに十分対策を講じること。とりわけ競争力の弱い中山間地域においても農業経営が持続できるよう必要な施策と財源の確保を図ること。

(8) 農業・農村政策の安定的推進について

制度の見直しや制度の改革にあたっては、地域の関係者などとの協議を十分に行い、地域の農業・農村が展望を持てるよう現状や実情を踏まえた制度設計を講じるとともに、安定的に施策を実施すること。

(9) 農業排水機場の維持管理及び改修に係る支援の拡充について

雨水の内水排除対策として、農業用排水機場は市街地や集落の湛水被害を防止、軽減される機能を発揮しているが、運転経費等の維持管理については、施設管理者である土地改良区等が行っている。その経費は農家からの負担金及び市町村の助成で賄われており、雨水対策を農家等が担っている状況にある。

農業生産性の維持・向上と激甚化する豪雨等に対応できるよう、国営総合農地防災事業等採択面積要件の緩和、または国による財政措置の拡充を講じること。

10 森林・林業対策の推進について

【農林水産省】

(1) 新たな「森林・林業基本計画」の推進について

新たな基本計画における森林資源の適正な管理・利用、またエリートツリーや自動化機械等を活用した「新しい林業」の展開、新たな山村価値の創造や、間伐後の二次利用などを着実に推進するための支援を行うこと。

(2) 森林環境譲与税の配分見直しについて

森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から森林環境譲与税が配分されたが、人口の多い大都市に多く配分され、私有林人工林面積が大きく森林整備が必要な自治体に配分される額が少ない状況となっている。真に森林整備が必要な自治体に必要な額がより手厚く配分されるよう譲与基準の見直しを図ること。

（３）新たな森林管理システム実施への支援について

森林環境税及び森林環境譲与税の関連法が創設され、森林・林業対策が強化されることになるが、林地台帳の整備など「新たな森林管理システム」の実施にあたり、町村においては専門的な知識と業務量の増加とが見込まれることから、財源を含めた十分な支援体制を講じること。

（４）森林を守る山村に対する財源措置について

町村における森林・林業行政の充実と税源の乏しい山村に対して、有効な財政調整機能を発揮させ山村を守るため、地方交付税制度における基準財政需要額に、林野面積（国有林野面積を含む）や「林道延長」を考慮した「森林・林業行政費」を新設すること。

（５）松くい虫対策の推進について

松くい虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策など防除制度の強化を図るとともに、より効果的な駆除技術や樹木の開発や植樹した抵抗性松の育成を推進すること。

（６）ナラ枯れ対策の推進について

ナラ枯れについて、毎年の被害量が増加している地域もあることから、被害の低減に向けて防除制度の充実を図るとともに、効果的な駆除技術の普及を促進すること。また、未発生地域などへの感染被害防止の観点から、他の広葉樹を有効利用すること。

（７）木質バイオマス利用の推進について

森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興を図るため、木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の循環利用を促進するための多面的な対策を展開すること。

11 水産業対策の充実について

【農林水産省】

（１）水産基本計画及び水産政策の改革の着実な実施について

「水産基本計画」及び「水産政策の改革」に基づき、水産資源の適切な管理や水産業の成長産業化、漁業者の所得向上に向けた取り組みや横断的な海の環境保全対策を着実に実施するとともに、次期水産基本計画の策定、新制度の導入、既存の制度の見直しについては、地域の実態を反映し、きめ細かい対応に

努めること。

（２）水産外交の強化及び輸出の強化について

国際的な漁業規制が強化されるなかで、我が国の漁業の維持発展のため、水産外交を強力に展開し、魚価安定対策の確保を図るとともに、輸出に対する取り組みの強化を図ること。

（３）水産加工品の供給、流通体制の整備について

水産加工原料の安定確保、A I ・ I C Tによるロボット等先端技術の導入への財源措置を講じるとともに、加工品の消費拡大及び流通機能の安定化を図ること。

また、水産加工業経営安定のため、長期融資制度の維持、事業継続に向けた計画策定など支援の充実強化を図ること。

（４）水産基盤整備の計画的推進について

新たな「漁港漁場整備長期計画」のもとに、施設の着実な維持更新を図るとともに、水産資源の回復に努めること。

（５）漁場・沿岸環境保全対策の推進について

漁場環境及び生態系の保全を図るため、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善などに努めること。

なお、磯焼け対策については、「浜の活力再生プラン」が活用できるが、計画の立案や組織の立上げ等、事業の実施に係る手続きが煩雑であるため、簡略化を検討すること。

また、海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実を図ること。

（６）水産資源増殖の推進等について

近年の海洋環境の変化などにより、サケの回帰が減少していることから、サケ資源の回復に向けた支援の強化とふ化放流団体への経営安定対策及びサケの回帰率向上に向けた調査研究を行うこと。

また、温暖化に伴う不漁の長期化を見据え、操業形態や漁法の転換を図る漁業者の支援策を図ること。

（７）養殖施設に係る激甚災害指定の運用基準の見直しについて

① 被害状況の指標とされてきた「海面養殖業所得推計値」の適用基準を緩和すること。

② 災害発生は広範囲と限らず、特定地域に集中することもあることから、

指定地域を都道府県単位に限定せず、対象地域を細分化すること。

(8) 漁業経営安定対策の推進について

漁業共済のうち、特定養殖共済における現行の掛金は、地域内の漁業者の加入率によって金額に差異が生じているほか、施設共済においては、施設の復旧時における査定金額が低いことにより加入率が低迷している状況にある。

また、直接補償制度の構築にあたっては、漁業経営者の声が的確に反映されるよう十分な配慮が必要である。

漁業経営は、自然環境や災害等によって大きく影響を受けるものであり、経営安定のためには共済制度の充実や所得補償制度の構築が不可欠であることから、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 漁業共済制度について、より多くの経営体が無理なく制度加入できるよう掛金負担の軽減、加入要件の弾力化など、制度の拡充を図ること。
- ② 漁業所得補償制度の構築にあたっては、現場の実情、意見を十分に踏まえて交付要件などを定めるとともに、町村の財政負担は伴わないようにすること。

(9) 人材の育成・確保について

漁業の将来を担う人材の育成・確保を推進し、漁業を持続的に発展させるための施策を継続するとともに、意欲ある新規漁業者を安定的に確保し、定着を図るための支援策を充実すること。

特に「経営体育成総合支援事業」は、就業後の長期研修に係る支援が指導者に対するものであり、新規漁業者を受け入れるうえでは有効であるが、収入の低い新規漁業者本人への直接支援が無い。農業の「農業次世代人材投資事業」と同様に新規漁業者へ直接支援金を交付するよう改善を図ること。

12 国土強靱化の推進について

【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

13 地方創生の推進について

【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】

(1) 地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等は、町村総合戦略の目標達成のため、新たな発想や創意工夫をいかした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件の緩和を進めるとともに交付上限額の拡大に努めること。

また、地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、安定的かつ長期的な財政支援とし地方財政措置を確実に措置すること。

(2) 地域再生計画については、各町村で策定している地方版総合戦略をもって地域再生計画となるよう事務手続きの簡素化を図り、地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるようにすること。

(3) 市町村の連携は、地域の活性化や共通の課題解決に向けて重要な役割を果たすことから、地方創生関係交付金を継続するとともに、対象事業の要件を緩和し、地域連携事業を拡充強化すること。

14 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

地方創生を推進するため、今後の行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するように、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること。

経済産業省

1 ALPS処理水対策と津波・原子力災害復興支援について

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】

(1) 東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、風評による様々な被害は発災から11年を経過した現在も未だ続いている。来春以降に政府が予定している多核種除去（ALPS）処理水の海洋放出が実施されれば、福島県のみならず本県においても風評被害が再燃し、地元漁業者がさらなる苦境に陥ることが懸念される場所である。

については、下記事項について全力で取り組むこと。

- ① 放出するトリチウムの量が最小限となる処分方法の開発及び研究に積極的に取り組むとともに、海洋放出以外の処分方法も含めて継続的に検討すること。
- ② 漁業者をはじめ関係者に説明を尽くすとともに、第三者機関による客観性・透明性の高い放出前の放射性物質の測定結果、希釈設備の稼働状況、放出後の海域モニタリング結果等の国内外に対する正確な情報発信など、万全の対策を講じること。
- ③ 万全な対策を講じても風評被害が発生し、生産者や事業者には損害が生じる事態となった場合には、地域、賠償期間、業種を限定することなく、被害の実態に応じて十分な賠償を東京電力に行わせるなど、国が最後まで責任をもって対応すること。

(2) 経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、復興に必要な企業立地と雇用創出に不可欠であることから、申請期限が令和5年度末まで、運用期限が令和7年度末まで延長されたところであるが丸森町は補助対象外になっている。

原子力災害の被害を受け、東京電力より福島県内市町村と同じ賠償を受けている丸森町についても、補助対象区域とすること。

2 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について

【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

感染の封じ込めや住民・中小事業者等への支援については、国・県・市町村間で

の情報を共有した一体的な取組みが必要であることから、県及び市町村への情報提供は迅速かつ緊密に行うこと。

また、市町村が実施主体となる事業等については、一定の裁量権を市町村が有しなければ地域の実情に沿った支援はできないことから、引き続き市町村の実態や意向を踏まえた施策とすること。

3 新型コロナウイルス感染症における雇用支援策について

【厚生労働省・経済産業省】

事業者の経営の悪化が雇用に影響を及ぼすことのないよう、内定取消しや非正規労働者の解雇、雇い止め等を防ぐため、休業補償制度の充実、雇用調整助成金、雇用支援策の継続・拡充等を図ること。

4 新型コロナウイルス感染症対策における中小事業者への支援について

【経済産業省】

(1) 中小事業者への支援について、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても、地域経済が感染前水準に戻るまでには時間を要し、厳しい経営の継続を余儀なくされる事業者が想定されることから、経済の実態、地域の実状に応じた事業者の資金繰り支援、事業者向け給付金の継続的な支給など、必要な経営支援施策を策定し、積極的な消費需要拡大対策を講じること。

また、小規模な宿泊施設や事業所において、継続した感染対策に費用がかかり、経営の負担となっているので、支援金の対象となるように制度改正を行うこと。

(2) 感染症防止対策と効率的な業務運営の観点からテレワークを普及、定着させるため、中小企業等の設備投資に係る助成措置を拡充するとともに、作業の機械化やオートメーション化に対する支援措置を講じること。また、5GやICT技術の促進に繋がる中小企業等に対し、経済支援の拡充を図ること。

5 地域産業の育成について

【経済産業省】

地域未来投資促進法等に基づき、地域のもつ産業資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化などについて、積極的な支援を行うとともに、中小企業等の

〈経済産業省〉

労働力確保に係る事業者及び自治体の取組みに対する支援を拡充すること。

また、地域産業の創出による施設整備後の労働力確保が困難な状況が継続しているため、雇用の確保のための支援をすること。

併せて、課税特例の延長、強化を図ること。

6 仙台北部中核都市への支援について

【経済産業省】

仙台北部中核都市及び周辺市町への関連企業の誘致を促進するため税制などの優遇措置、企業立地に基づく普通交付税の減収補てん措置の適用期限延長を図ること。

7 再生可能エネルギーによる地域振興推進について

【経済産業省・環境省】

(1) 太陽光発電等の再生可能エネルギーについて、東北電力管内では無補償での出力制御の見通しが示されており、再生可能エネルギーを活用した発電事業者の投資回収見通しの不透明感の増加や発電適地付近における送電網の脆弱さによる参入意欲の減退が懸念される状況にある。地域間連携機能の強化等による電力系統安定化対策を着実に講じることで出力制御の可能性を低減させるとともに、発電適地において、再生可能エネルギー発電事業者に過度の費用負担が生じないかたちでの送電設備の強化による電力系統対策を早期に講じること。

(2) クリーンエネルギー施設により発電した電気を送電できる体制を整備すること。

現在、売電を目的とした場合、事業者が送電できない場合があり、採算性の観点から進出の面での課題があるため、国のエネルギー政策として整備すること。

(3) バイオマス発電事業は、計画策定から稼働するまでかなりの期間を要し、人件費及び運搬費等で多額の経費がかかることから、バイオマス由来の電力買取価格については引き上げ等、特段の措置を講じること。

また、バイオマス発電の災害時等のエネルギー自給に向けて、「系統設備の

増強など送電線網整備の推進」「系統への優先接続」について、特段の措置を講じること。

- (4) 水素社会の実現に向けて、本県が水素技術の実証フィールドの先進地とするための制度を創設すること。

また、燃料電池自動車の普及のため、水素ステーションを大都市圏以外への設置を促進するための制度を創設するとともに、購入の補助率を引き上げること。

- (5) 再生可能エネルギーの導入実現のためには地域との共生が不可欠であるが、地域との共生が図られないまま太陽光発電や風力発電の事業計画が進められる事例が見受けられる。

については地域住民の不安を払拭するため、国の制度として、再生可能エネルギー発電の計画初期段階から地域住民への説明を義務化するよう改正すること。

また、国民一人一人が、地球温暖化による気候変動問題、直面するエネルギー事情及びカーボンニュートラルの実現についての理解が深められるよう、積極的かつわかりやすく広報・周知・啓発活動等を行うこと。

- (6) 地域新電力について

- ① 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて、価格高騰問題について議論され、この異常事態は競争政策の不備に依る所が大きいとし、経済産業省に対し、新電力等への緊急支援や市場制度の再設計などの緊急提言を行っている。

地域新電力による地域経済の活性化、2050年カーボンニュートラルを実現させるため、タスクフォースの緊急提言に基づき、地域新電力等への緊急支援措置や市場制度の再設計を速やかに講じること。

- ② 近年の電力コストの大幅な高騰は、地域新電力の有無に限らず、自治体の運営、民間の企業活動、市民の生活に大きな支障をきたすことから、電力価格を抑制させるため、電気事業者を対象とした支援策を講じること。

- ③ 地域新電力会社が再生可能エネルギーを中心とした分散型の電源を積極的に開発していくことが有効であるが、採算性の問題などで、進められない状況である。

また、再生可能エネルギー発電設備や大型蓄電池を使った地域でのエネル

〈経済産業省〉

ギーマネジメントは、電力コストの安定化、出力抑制の回避による再生可能エネルギーの有効利用に資すると考えられるので、地域新電力を対象とした再生可能エネルギー開発への支援を講じること。

8 家電リサイクル制度の見直しについて

【経済産業省・環境省】

- (1) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の基本方針に定められた回収率目標が達成されない場合には、速やかに家電リサイクル料金の「前払い方式」に移行すること。
- (2) 対象品目外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

9 農林水産事業者への支援について

【農林水産省・経済産業省】

- (1) 農林水産業事業者への支援について、外出自粛要請や飲食店の営業自粛により農林水産物の需要が急減し、価格低迷が続いていることから、肉や魚を含めた農林水産物の海外輸出・販売促進に向けた取り組みを実施すること。
- (2) 入国規制により、農業や水産加工分野における外国人技能実習生の労働力確保が困難なことから、農業高校・農業大学校等の多用な人材の派遣及び活用を積極的に支援すること。また、労働力不足の解消に向けたスマート農業の導入等を推進すること。
- (3) 価格が下落しても農林漁業者が安心して生産に取り組むことができるよう、「農産物価格安定対策」や「漁業者の収入安定対策」等のセーフティネットの拡充を図ること。
- (4) 農林漁業経営の安定強化を図るためには、燃油価格の安定は重要であるが、昨今の国際情勢の緊迫に伴い石油価格が高騰していることから、影響を軽減する補てん措置、金融税制対策、省エネルギー型農林漁業の確立・普及など、必要な対策の拡充を図るとともに、石油関連製品の価格安定を図ること

10 国土強靱化の推進について

【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

11 原子力発電所等の安全確保について

【内閣府・復興庁・総務省・経済産業省】

- (1) 新規制基準に基づく設置変更許可により再稼働が予定されている女川原子力発電所2号機について、国は新規制基準適合性審査の過程で得られた知見や評価の反映と工事の進捗状況など様々な要因を総合的に勘案し、その安全性の向上について、責任を持って取り組むとともに、立地周辺自治体及び住民に対し十分な説明等の情報提供を行うこと。
- (2) P A Z、U P Zを有する県内の自治体は、原子力災害に備え、地域防災計画（原子力災害編）を策定しているが、U P Z外の町村の対応等については、放射性物質の放出状況等に応じた対応が必要となる。
については、U P Z以外の町村にも適切な数のモニタリングポストを設置するとともに、個別受信機 設置に対する同報系防災行政無線整備事業への補助等の拡充を行うこと。
- (3) 万一の事故発生時においては、初期の対応が非常に重要となることから住民へ正確な情報を伝達するための対策を講じること。

国土交通省

1 東日本大震災からの被災者生活再建支援等について

【復興庁・総務省・厚生労働省・国土交通省】

(1) 被災者の生活再建に関するソフト支援等について

- ① 災害公営住宅払下げの実施まで継続して支援すること。

また、被災者支援総合交付金の増額を図るとともに、被災者の生活再建後に生じる課題に対するソフト支援について柔軟な対応を図るなど、復興の進展に伴って生じる課題に対応した支援を強化すること。

- ② 生活再建中の住民は、時間の経過に伴い、精神的、経済的に新たな問題が生じてきていることから、地域における実践的な取組を充実・強化できるよう、自殺対策に係る必要な財政措置及びメンタルケアに関わる人材育成等への支援を継続すること。

また、心のケアセンター等、自治体のメンタルケア施設への継続した支援を講じること。

- ③ 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であるが、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な者が存在している状況である。

については、次の事項について特段の措置を講じること。

イ 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長すること。

ロ 災害弔慰金の支給等に関する法律等に規定されている償還免除について、自治体が償還免除を行った場合は、国も自治体の判断を尊重し、貸付金の償還免除を行うこと。

ハ 債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成を行うとともに、債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

(2) 震災減収対策企業債への財政措置について

震災減収対策企業債への財政措置はその償還利子の2分の1とされているが、これを償還元金部分にまで拡大すること。

(3) 企業誘致の優遇支援策について

企業誘致を促進するにあたり、民間投資促進特区において設定している集積区域に企業が立地する場合は、企業立地補助金等の優遇支援策を講じること。

(4) 防災集団移転跡地利用の推進について

防災集団移転促進事業により「住宅地」の買取りは行ったが、「その他の用地」が残るため公用地がまだら模様の状態になり、跡地の一体的な土地利用が困難となっていることから、土地の買い取り、換地手法及び土地の交換分合による土地の再整理、道路や造成などの開発要件を満たすインフラ整備ができる制度を創設すること。

(5) 震災遺構に対する財政支援措置について

震災遺構は震災を後世に伝えるために重要な施設であるが、将来の維持管理経費は地元自治体の負担とされており、被災自治体の負担が大きくなることが想定されることから、国民の共有財産と捉え、維持管理に係る経費について財政措置を講じること。

2 水産業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・国土交通省】

(1) 水産業の再生に向けた取組への支援を継続すること。また、施設の長寿命化計画と併せ、施設改修にかかる費用については、通常補助事業枠以外での特別的な補助事業の法整備を進め、改修にかかる市町村負担の軽減を図ること。

- ① 漁港海岸堤防事業
- ② 漁港施設整備事業
- ③ 荷揚場・荷捌所整備事業

(2) 防潮堤や水門等復興事業として建設した施設の維持管理費について、特別交付税（ルール分）の新規メニューを設ける等、財政措置の拡大を図ること。

(3) 本格的な漁業の復興のためには、漁場の復旧が必要不可欠である。震災後の課題であった海底ガレキの撤去作業は進んだものの、新たなガレキが発見されると、操業の妨げになるのが実状である。

については、ガレキ調査撤去に係る費用が発生した場合は市町村の負担軽減となる対策を講じること。また、漁業の生産性向上、省力・省コスト化に資するため、漁業用機器等の導入、試験的操業によって生じる漁業コストなどに対す

〈国土交通省〉

る支援対策を強化すること。さらに、失われた藻場の再生など、漁場再生事業を講じること。

3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実について

【内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

市町村は、住民に最も身近な自治体として、国の支援制度の対象外となる事業者や住民に対し、地域の実情に即した独自の経済支援や生活支援を行っていることから、今後の経済支援、生活支援の財源として活用できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。

なお、交付金算定に当たっては、算定指標から財政力は除くこと。

4 新型コロナウイルス感染症の地方自治体への情報提供について

【内閣官房・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

感染の封じ込めや住民・中小事業者等への支援については、国・県・市町村間での情報を共有した一体的な取り組みが必要であることから、県及び市町村への情報提供は迅速かつ緊密に行うこと。

また、市町村が実施主体となる事業等については、一定の裁量権を市町村が有しなければ地域の実情に沿った支援はできないことから、引き続き市町村の実態や意向を踏まえた施策とすること。

5 社会資本整備総合交付金の充実強化について

【国土交通省】

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が社会資本を整備していく上で、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金であることから、道路整備に限らず、十分な財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 公共施設建設等に係る補助基準額について物価上昇により実勢単価との乖離が大きく見られることから、実情に即した単価の見直しを図ること。
- (2) 国で示している補助率で算定した交付限度額に対し、内示額が低く抑えられ、町村では財政経営に大きな負担となっているので、採択された事業については、国で示している補助率で算定した交付限度額で内示すること。

6 観光施策の推進について

【国土交通省】

東日本大震災の復興事業等により、被災した沿岸部を中心に新たな文化観光拠点施設や震災復興祈念公園等の整備が完了しているものの、プロモーションの不足や交通手段等の受入体制が整っていない等の理由から、地域によっては観光客入込数の回復が遅れている。また、大型観光キャンペーン等を展開するなど対策を講じているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ツアーのキャンセルやイベントの中止等により、人や物の動きが停滞しており、誘客事業や震災の伝承活動が困難となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じること。

(1) 宮城県をはじめ東北地方に対し、全国から誘客を図る大規模な観光キャンペーンを継続的に展開すること。

(2) 旅行者の誘客を図るため、イベントや体験プラン等の滞在コンテンツの造成、国内外への各種観光プロモーション等に要する経費に対し、必要な財政上の措置を講じること。

特に「復興ツーリズム」のように、震災の教訓と復興状況を体験できるプログラムは、今後の防災・減災対策にも資する事が期待されることから、積極的な支援を行うとともに、DMOを対象とした復興ツーリズム造成に係る必要経費についてソフト・ハードに柔軟に活用できる財源措置を行うこと。

(3) 居住する都道府県や地域ブロックでの旅行に対して補助を行う旅行割引事業等を継続的に展開すること。

(4) 観光事業者等への経営支援について、雇用調整助成金の特例措置や事業継続のための財政支援を継続すること。

(5) 広域観光ルートの構築にかかる多言語観光案内板の機能充実、既存の看板の撤去・改修を含めた案内標識の整備、そのほか圏域における関連の各種事業について、より一層推進するための財政支援を講じること。

また、観光客の車両がスムーズに目的地に向かえるよう、国道等の道路標識の整備及び駐車場入り口付近の車線拡張整備を図ること。

(6) 公共交通機関が不足している観光地エリアについて、効率的な周遊を可能にするため、情報発信や二次・三次交通に対する財政支援を行うこと。

(7) 地域独自の知恵・技の伝承や地域の魅力増進・情報発信に貢献する人材、地

〈国土交通省〉

域に密着したガイドや語り部等の人材養成やその活動を応援する仕組みの構築を検討するなど、地域の観光産業の活性化のため、多種多様な観光人材の確保・育成をより一層推進すること。

- (8) 訪日外国人旅行者の快適な旅行を実現し、災害時においても必要な情報手段が可能となるよう、多言語による情報提供機能の強化、公衆無線LANの整備、キャッシュレス決済の普及等に向けた取組を引き続き支援すること。

7 地震津波対策の推進について

【内閣府・国土交通省】

「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づく地震津波対策を早急かつ的確に実施すること。

特に、太平洋沿岸市町に対する津波対策については、総合的な体制整備を早急に実施し、その対策に万全を期するとともに、町村の対策整備に対しては、所要の財政措置を早急に講じること。

- (1) 令和4年5月10日に宮城県が津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を公表したが、東日本大震災時の津波実績と比較すると約1.2倍の浸水面積となり、震災後に整備された役場庁舎や集団移転地域までの浸水が想定されている。

そのため、今後、地域防災計画の見直しや庁舎も含めた公共施設の移転や避難施設の再整備など新たな対策を検討していくことになることから、現行の交付金事業の十分な予算確保、国費率の引き上げ、地方負担額への起債充当率の引き上げなど、財政上の支援措置を講じること。

- (2) 常に先導的な地震・津波防災対策モデルを構築し、津波観測・警報体制の充実強化及び自治体単位での整備による観測体制の充実を図ること。
- (3) 地震津波に関する科学技術の支援措置を講じること及び研究成果の普及を推進すること。
- (4) 防災対応職員等の専門的研修を実施すること。
- (5) 海水浴場や主要漁港、海岸部国県道における、津波監視カメラやデジタル無線方式による双方向通信設備による避難誘導放送施設の設置を促進すること。
- (6) ヘリコプター臨時発着場の整備等を含む避難地や避難路の整備を図ること。

8 災害復旧に対する財政措置について

【総務省・文部科学省・国土交通省】

現在、激甚災害指定を受けない災害復旧については、国庫負担等の財政的支援が少なく、災害復旧事業債を活用せざるを得ないが、起債額が膨大であり、償還に係る後年度負担が町財政に多大な影響を及ぼすことが想定される。

特に、大地震では復旧工事の事業規模が大きいため、国の災害査定を受けて、復旧工事を進めなければならないが、災害査定設計書を作成する経費については、財政的支援がない。

また、社会教育施設の災害復旧に対しては、補助事業が無いため、災害復旧事業債を活用せざるを得ないのが実情である。

については、大地震災害の復旧にあたっては、特別交付税等の特例的支援を講じるとともに、災害復旧に係る補助事業メニューの充実を図るなど、積極的かつ弾力的な財政的支援を講じること。

9 蔵王火山噴火減災対策の推進について

【国土交通省】

- (1) 最近、火山活動は落ち着いた状態が続いているが、今後の火山活動の高まりにより、災害が発生する恐れがある場合には、国においても風評被害払拭事業等に対する財政支援や観光事業者への融資制度確立など、総合的な支援対策をすみやかに措置すること。
- (2) 「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき事業が推進されているが、冬期の噴火発生による融雪型火山泥流に備えるため、次の事項について特段の措置を講じること。
 - ① 松川の火山砂防事業の早期完了
 - ② 濁川にある清水原橋の流木閉塞対策の継続
- (3) 噴火が想定される火口付近の監視・観測体制が強化されたが、前兆なく噴火する恐れもあることから、関係機関に対して適切かつ迅速な情報・助言を提供できる体制を確立すること。

10 土砂災害に対する補助金による支援措置について

【国土交通省】

大規模開発により整備された法面等は、緑地として町村が管理しているが、その危険箇所を切土工事や土砂災害防止施設の整備工事により安全な状態にするには膨大な時間と、財政負担が大きいことから、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条または第9条に基づき、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に指定された土地に対する対策工事への助成を講じること。

11 治水、内水浸水被害対策の推進について

【国土交通省】

排水ポンプの増強など、地域特性を踏まえた治水、内水浸水被害の軽減に向けた取組みに対する財政支援等を行うこと。

12 道路整備事業の促進について

【国土交通省】

(1) 高速自動車道並びに高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進を図ること。

特に、2車線区間の4車線化について早期整備着手を図ること。

- ① 仙台北部道路 富谷JCTのフル規格化の推進
- ② 常磐自動車道広野ICから山元IC間の4車線化の推進

(2) 日本海側と本県を横断する各国道は、東日本大震災において、高速道路等様々な輸送・交通手段が寸断された状況にあつて、震災復旧の一翼を担う重要な役割を果たしてきた。

これらの道路は、今後も緊急輸送路として重要な役割を果たすことが期待される道路であることから、高規格化等の道路整備について、利用料金設定等も含め整備を促進すること。

(3) 国道・県道及び町村道の均衡ある整備促進を図ること。また、既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、町村が必要な道路整備が行えるよう十分な財政措置を講じること。

特に事業化が決定し事業着手している整備区間については、十分な道路整備

予算を確保するとともに、基本計画区間についても、早期の道路整備が図られるよう、国の責任において事業化を推進すること。

- (4) 自転車活用推進法に伴う自転車専用通行帯等の整備について、県及び市町村において計画的に推進できるよう財政措置を講じること。

13 公共交通網の充実強化について

【国土交通省】

(1) 阿武隈急行線について

- ① 事業者及び沿線自治体の安定した財政運営のため、法令等に基づいて実施する必要があるものについては、確実に補助所要額を確保すること。
- ② 過疎地域の持続的発展のため、雇用の確保や若年層の流出抑制など人口減少対策には必要不可欠であるから、継続的な支援を行うこと。
- ③ 令和元年東日本台風や令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震により甚大な被害を受け、令和4年6月27日に全線運行再開となったが、財務状況のさらなる逼迫が懸念されることから、安定した公共交通の確保のためにも、経営安定への支援を行うこと。

(2) コミュニティバス・デマンドタクシー等について

高齢化に伴い今後増加する利用者の利便性の確保や継続性のある運行の必要があるが、予約システムや運行経費により町村の負担は年々増加しているため、地域公共交通の運行に対する所要の財源を確保し、十分な財政措置を講じること。

14 国土強靱化の推進について

【内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

15 地方創生の推進について

【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】

- (1) 地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等は、町村総合戦略の目標達成のため、新たな発想や創意工夫をいかした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件の緩和を進めるとともに交付上限額の拡大に努めること。
また、地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、安定的かつ長期的な財政支援とし地方財政措置を確実に措置すること。
- (2) 地域再生計画については、各町村で策定している地方版総合戦略をもって地域再生計画となるよう事務手続きの簡素化を図り、地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるようにすること。
- (3) 市町村の連携は、地域の活性化や共通の課題解決に向けて重要な役割を果たすことから、地方創生関係交付金を継続するとともに、対象事業の要件を緩和し、地域連携事業を拡充強化すること。

16 ダム・河川海岸の整備促進について

【国土交通省】

- (1) 嘉太神ダム及び鳴瀬川ダム早期着工等の整備促進を図ること。
- (2) 防災・減災の観点から治水は重要施策であることから、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策の促進を図り、令和元年東日本台風の経験を生かし、河床が高くなり越水を招くことの無いよう、適正な河床高の管理を徹底すること。
- (3) 一級河川については、一つの県内で完結する河川であるか否かに関わらず、引き続き国自らが管理者となり、一層の整備促進を図り国の役割を強化し、その責任を果たすこと。
- (4) 海岸の整備事業等の促進を図ること。
- (5) 仙台湾南部海岸浸食対策事業を推進すること。

17 下水道処理システムの整備について

【国土交通省】

下水道処理システムの整備に必要な補助金については、町村の要望額どおり交付

できるよう所要額を確保すること。確保できない場合は、臨時財政特例債の発行ができるよう地方債制度の見直しを行うこと。

18 空き家対策の充実強化について

【国土交通省】

空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、空き家対策に要する費用について、必要な財源を確保すること。

また、増加する危険家屋の除却について、「国の空き家対策総合支援事業」は跡地利用等の制限があるため、活用しにくい制度となっていることから、除却のみに対する補助を創設するなど制度拡充を図ること。

19 密漁防止対策の強化について

【国土交通省】

密漁者に対する罰則を強化し、海上保安庁などの巡視船、超高速艇の配備などにより、密漁や違反操業による漁業秩序の混乱を未然に防止するよう、引き続き取締りの強化を図ること。

20 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

地方創生を推進するため、今後の行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するよう、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること。

環境省

1 ALPS処理水対策と津波・原子力災害復興支援について

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省・環境省】

(1) 東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、風評による様々な被害は発災から11年を経過した現在も未だ続いている。来春以降に政府が予定している多核種除去（ALPS）処理水の海洋放出が実施されれば、福島県のみならず本県においても風評被害が再燃し、地元漁業者がさらなる苦境に陥ることが懸念されるところである。

については、下記事項について全力で取り組むこと。

- ① 放出するトリチウムの量が最小限となる処分方法の開発及び研究に積極的に取り組むとともに、海洋放出以外の処分方法も含めて継続的に検討すること。
- ② 漁業者をはじめ関係者に説明を尽くすとともに、第三者機関による客観性・透明性の高い放出前の放射性物質の測定結果、希釈設備の稼働状況、放出後の海域モニタリング結果等の国内外に対する正確な情報発信など、万全の対策を講じること。
- ③ 万全な対策を講じても風評被害が発生し、生産者や事業者には損害が生じる事態となった場合には、地域、賠償期間、業種を限定することなく、被害の実態に応じて十分な賠償を東京電力に行わせるなど、国が最後まで責任をもって対応すること。

(2) 経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、復興に必要な企業立地と雇用創出に不可欠であることから、申請期限が令和5年度末まで、運用期限が令和7年度末まで延長されたところであるが丸森町は補助対象外になっている。

原子力災害の被害を受け、東京電力より福島県内市町村と同じ賠償を受けている丸森町についても、補助対象区域とすること。

2 放射性物質の除染等について

【復興庁・農林水産省・環境省】

(1) 汚染物質の最終処分が実現するまでの間、自宅で保管している汚染物質の安

全管理のため、放射能測定機器の貸与などの対策を講じること。

(2) 森林については、除染を行って低下した放射線量が、地形によって風雨等の影響により、高い線量に戻ってしまう地域もあることから、山間部に居住する住民の安全・安心を確保するため、森林の除染範囲を広げるなど対策を講じること。

(3) 山林及び河川については、除染ガイドラインが示されておらず、除染が進まない状況にあることから、早急にガイドラインを作成し、除染対応を進めること。

(4) 環境省で定める除染関係ガイドラインに基づき、学校等公共施設で除染を実施し、除去土壌は学校の校庭等に一時的に地下保管しているが、最終処分方法等が示されていないことから、未だに地下保管している状況にある。

については、除染土壌の最終処分方法を早急に決定し、東京電力又は国の責任において中間貯蔵施設等への除染土壌の搬出をするよう、法改正を進めること。

3 放射能に汚染された廃棄物の処理について

【復興庁・環境省】

(1) 「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による環境汚染への対処に関する特別措置法」に基づく、放射性物質が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の最終処分場については、早期に県外集約へ見直し、国の責任のもとに行うこと。

(2) 最終処分場が設置されるまでの間、安全に管理できるよう技術的支援と財政措置を講じること。

(3) 最終処分場に指定廃棄物を搬入できるようになるまでの間、市町村が指定廃棄物を一時保管する場合、国と委託契約を締結することで、保管に係る経費を国費で賄うことができることになっているが、指定廃棄物を指定する過程で要した8,000Bq/kg以下焼却灰についての運搬経費は委託費から除外されるなど、実際は市町村の負担が発生しているのが現状である。

については、市町村の実状に合った効率的な保管を行えるようにし、指定廃棄物の指定及び一時保管を加速化させるため、財政措置を継続し、対象範囲を拡大すること。

(4) 宮城県内の一部自治体においては、福島県内の自治体と同様に、大量の除染

〈環境省〉

土壌等を保管しているが、8,000Bq/kg以下の除染土壌等の処分は進んでおらず、目途すら立っていないことから、除染土壌等については、国や東京電力の責任において中間貯蔵施設等へ搬出できるよう、法改正を実施すること。

また、8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の保管についても、国の責任において保管場所の確保をするとともに、早急に指定廃棄物の処分を実施すること。

4 放射線量の監視・検査体制の強化について

【復興庁・環境省】

- (1) 放射線量に関する測定結果について、正確な情報提供を迅速かつ積極的に行うこと。
- (2) 放射性廃棄物等の安全な処理方法の提示と実施、及び除染に伴う放射性指定廃棄物の安全な処理方法の提示と実施など、住民生活の安全・安心を確保する対策を強化すること。
- (3) 宮城県南部の自治体は、大気中放射線量が高く、被ばくに対する住民の不安が続いている。

については、国は住民に対し責任のある説明と、年間1ミリシーベルトを超えると推定される地域の内部被ばくの有無を含めた健康診断を継続して行うこと。

また、自治体独自の健康調査についても財政措置を講じること。

- (4) 放射能汚染検査における必要な機材の整備や保守点検等に係る費用について、全面的な財政措置を講じること。
- (5) 食品等の放射能測定に使用する簡易放射能測定機器に係るメンテナンス料及び測定する職員の人件費については、国の責任において減額することなく全面的な財政措置を講じること。

5 農業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・環境省】

- (1) 東日本大震災復興交付金の被災地域農業復興総合支援事業において町村が整備した農業用施設等に関し、耐用年数経過前に受益者への財産譲与を可能とすること。

なお、譲与にあたっては農家の意向にも十分配慮した柔軟な制度設計とすること。

- (2) 被災市町の復興計画に基づき実施している農地整備事業による換地業務をはじめ、復興事業に関連し実施した発掘調査に伴う出土品の整理、報告書作成業務など、引き続き、膨大な業務量が見込まれていることから、特定の業務において、専門的な知識、技能を有する者の配置について、国等関係機関による人的、財政的支援を講じること。
- (3) 農業の再生に向けた取組への支援を継続すること。また、施設の長寿命化計画と併せ、施設改修にかかる費用については、通常補助事業枠以外での特別な補助事業の法整備を進め、改修にかかる市町村負担の軽減を図ること。
- ① 大区画ほ場整備の実施
 - ② 基幹用排水施設等の補修・更新
 - ③ 用排水施設等に係る安全対策
 - ④ 土壌改良事業の継続的な実施
 - ⑤ 復興事業で復旧した施設に対するストックマネジメント事業での特別な財源による補修
- (4) 山元東部地区では、ほ場整備事業や土地改良事業の換地制度の手法を活用し、非農用地の集積・再配置を含めた土地の整序化・再整備を行っているところであるが、現行の農地整備事業関連制度では非農用地に係る整備費用が一部認められず、広大な非農用地を含む津波被災地域においては費用の問題で整備が進まず、復興・創生の遅れの一因となっている。
- については、非農用地区域内に換地される土地を、従前地と同程度に整備する費用について、財政措置を講じること。
- (5) 出荷制限対象となっている、山菜、野生きのこは、効果的な吸収抑制対策を講じることが難しいため、出荷制限指示を解除されない状況にあるが、農家にとっては大切な副収入源であることから、非破壊型放射性物質濃度測定器による全量検査で基準値以下のものについては、出荷制限指示を解除すること。
- 併せて、当該機器の整備費用や維持管理費用について、財政的支援を行うこと。
- (6) 牧草を始めとした農林業系廃棄物については、試験焼却の実施などの動きもあるが、処分が完了するまでには相当の時間を要すると思われる。各町村が実施している一時保管も長期化しており、これに要した経費相当については町村の財政負担となっていることから、早急に国の責任において財政措置を講じる

こと。

併せて、8,000Bq/kg以下であっても農林業系廃棄物の処分については、必要な法改正を行ってでも、東京電力または国の責任において進めること。

また、放射性物質に汚染された牧草の処理について、農地還元等により減容化することとしている地域もあるが、減容化に係る財政措置については当初申請に至る手続きに期間を要し、作業着手に影響が発生しているため改善すること。

さらに、住民の健康被害懸念や不信感を払拭するための、適切かつ十分な広報活動を実施すること。

6 林業に対する東日本大震災からの支援の継続について

【復興庁・農林水産省・環境省】

- (1) 震災復興を目的とした民間の土石採取の乱開発が進み、山林の保全機能が損なわれ、自然破壊が進んでいる状況にある。

本来森林が持つ多面的機能、災害を未然に防ぐ機能を発揮させるため、山林再生は必要であり、復興事業の一環であることから、国の責任により山林機能を回復すること。

また、復興完了後における開発地での災害発生については、開発事業者の責任において対処させることとし、開発事業者が対応不能となった場合は、国が責任を持って対処すること。

- (2) 森林については、除染を行って低下した放射線量が、地形によって風雨等の影響により、高い線量に戻ってしまう地域もあることから、山間部に居住する住民の安全・安心を確保するため、森林の除染範囲を広げるなど対策を講じること。

7 廃棄物処理対策の充実強化について

【環境省】

- (1) 「廃棄物処理施設整備計画」の見直しを行い、計画内容について着実に推進すること。

また、計画の実施に当たっては、町村の現状や意見を十分踏まえること。

- (2) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境整備対策を検討し、財政措置を講

じること。

- (3) 廃棄物処理施設の統廃合・再配置に伴う廃止施設の解体費用については、跡地に新たな廃棄物処理施設整備を伴わない場合に対しても財政支援措置を講じること。

8 不法投棄対策の充実強化について

【環境省】

不法投棄物の回収を町村が行った場合は、町村の負担とならないよう、不法投棄物の回収に係る財政支援を講じるとともに、不法投棄者に対する罰則規定を強化すること。

さらに、不法投棄の監視に係る経費についても、町村への財政支援を講じること。

9 地方創生の推進について

【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】

- (1) 地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等は、町村総合戦略の目標達成のため、新たな発想や創意工夫をいかした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件の緩和を進めるとともに交付上限額の拡大に努めること。

また、地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、安定的かつ長期的な財政支援とし地方財政措置を確実に措置すること。

- (2) 地域再生計画については、各町村で策定している地方版総合戦略をもって地域再生計画となるよう事務手続きの簡素化を図り、地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるようにすること。
- (3) 市町村の連携は、地域の活性化や共通の課題解決に向けて重要な役割を果たすことから、地方創生関係交付金を継続するとともに、対象事業の要件を緩和し、地域連携事業を拡充強化すること。

10 再生可能エネルギーによる地域振興推進について

【経済産業省・環境省】

- (1) 太陽光発電等の再生可能エネルギーについて、東北電力管内では無補償での出力制御の見通しが示されており、再生可能エネルギーを活用した発電事業者

〈環境省〉

の投資回収見通しの不透明感の増加や発電適地付近における送電網の脆弱さによる参入意欲の減退が懸念される状況にある。地域間連携機能の強化等による電力系統安定化対策を着実に講じることで出力制御の可能性を低減させるとともに、発電適地において、再生可能エネルギー発電事業者に過度の費用負担が生じないかたちでの送電設備の強化による電力系統対策を早期に講じること。

- (2) クリーンエネルギー施設により発電した電気を送電できる体制を整備すること。

現在、売電を目的とした場合、事業者が送電できない場合があり、採算性の観点から進出の面での課題があるため、国のエネルギー政策として整備すること。

- (3) バイオマス発電事業は、計画策定から稼働するまでかなりの期間を要し、人件費及び運搬費等で多額の経費がかかることから、バイオマス由来の電力買取価格については引き上げ等、特段の措置を講じること。

また、バイオマス発電の災害時等のエネルギー自給に向けて、「系統設備の増強など送電線網整備の推進」「系統への優先接続」について、特段の措置を講じること。

- (4) 水素社会の実現に向けて、本県が水素技術の実証フィールドの先進地とするための制度を創設すること。

また、燃料電池自動車の普及のため、水素ステーションを大都市圏以外への設置を促進するための制度を創設するとともに、購入の補助率を引き上げること。

- (5) 再生可能エネルギーの導入実現のためには地域との共生が不可欠であるが、地域との共生が図られないまま太陽光発電や風力発電の事業計画が進められる事例が見受けられる。

については地域住民の不安を払拭するため、国の制度として、再生可能エネルギー発電の計画初期段階から地域住民への説明を義務化するよう改正すること。

また、国民一人一人が、地球温暖化による気候変動問題、直面するエネルギー事情及びカーボンニュートラルの実現についての理解が深められるよう、積極的かつわかりやすく広報・周知・啓発活動等を行うこと。

(6) 地域新電力について

- ① 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて、価格高騰問題について議論され、この異常事態は競争政策の不備に依る所が大きいとし、経済産業省に対し、新電力等への緊急支援や市場制度の再設計などの緊急提言を行っている。

地域新電力による地域経済の活性化、2050年カーボンニュートラルを実現させるため、タスクフォースの緊急提言に基づき、地域新電力等への緊急支援措置や市場制度の再設計を速やかに講じること。

- ② 近年の電力コストの大幅な高騰は、地域新電力の有無に限らず、自治体の運営、民間の企業活動、市民の生活に大きな支障をきたすことから、電力価格を抑制させるため、電気事業者を対象とした支援策を講じること。
- ③ 地域新電力会社が再生可能エネルギーを中心とした分散型の電源を積極的に開発していくことが有効であるが、採算性の問題などで、進められない状況である。

また、再生可能エネルギー発電設備や大型蓄電池を使った地域でのエネルギーマネジメントは、電力コストの安定化、出力抑制の回避による再生可能エネルギーの有効利用に資すると考えられるので、地域新電力を対象とした再生可能エネルギー開発への支援を講じること。

11 家電リサイクル制度の見直しについて

【経済産業省・環境省】

- (1) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の基本方針に定められた回収率目標が達成されない場合には、速やかに家電リサイクル料金の「前払い方式」に移行すること。
- (2) 対象品目外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

12 国と町村間の人事交流について

【内閣官房・内閣府・デジタル庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・環境省】

地方創生を推進するため、今後の行政運営に係る知識や技能を有する人材育成を図るとともに、国職員の多角的な視点により、地方公共団体の行政運営が活性化するように、国と町村間の人事交流や国職員の派遣の一層の拡充を図ること。

防衛省

1 陸上自衛隊王城寺原演習場周辺対策事業の促進について

【防衛省】

(1) 演習場内の戦車走行路の整備等について

装軌車等による演習場外への土砂の搬出を防止するため、演習場内の戦車走行路の整備及び洗車場の改修を図ること。

(2) 農業用水確保のための整備等について

演習場内を通過している水路から分水した水路が土水路のため樹木の繁茂や荒廃により、演習場外までの用水確保がされていないことから、場外へ引水する水路の整備及び管理を徹底すること。

また、演習場周辺の農業ため池、堰や用水路の整備及び堆積土砂の浚渫などによる機能回復を図ること。

(3) 住宅防音工事の実施促進等について

騒音、振動の防止のための住宅防音工事を実施するとともに、軽減のための技術開発を促進し、地形や行政区域等実態に即した区域指定を行い、補助対象区域の拡大を図ること。

また、砲撃音に起因する住宅防音工事により設置された空気調和機器の老朽化が進行していることから、その復旧を図る対策を講じること。

(4) 特定防衛施設周辺整備調整交付金制度の見直し等について

特定防衛施設周辺整備調整交付金を一般財源として活用できるよう、制度の見直しを図ること。

また、同交付金の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施に関連する交付金は、平成28年度から一般経費の中に予算措置されたが、沖縄に駐留する米軍に起因する沖縄県民の負担軽減のため、SACO事案として苦渋の選択の末に移転訓練を受け入れていることから、予算を減額されることなく継続して交付すること。

併せて、これまで一次・二次の二期に分けて交付されている特定防衛施設周辺整備調整交付金及び再編関連訓練移転等交付金の交付時期については、年度当初において一括交付されること。

(5) 陸上自衛隊演習場周辺の有害鳥獣対策の促進について

陸上自衛隊演習場周辺において、演習場から侵入してくるイノシシなどの鳥獣による被害が発生していることから、被害防止対策を講じること。

特に、演習場管理フェンスの場内側について、10m幅程度の伐採、除草の管理を徹底し、フェンスが破損した場合は強度のあるもので早急に補修すること。

また、演習場周辺への有害鳥獣の侵入防止柵の設置については、公益性を勘案し、土地の使用料について、減免等の対策を講じること。

